点検評価ポートフォリオ 秋田公立美術大学

2024年5月

はじめに

本学は、1952年に開設された秋田市立工芸学校を前身としており、1995年に秋田公立美術工芸短期大学となった後に、これを発展的に改組し、2013年に北海道・東北地方では唯一の美術系の公立大学として設置された。その後、2017年に大学院複合芸術研究科修士課程が、2019年に大学院複合芸術研究科博士課程が新設され、9年間の教育システムが完成している。

設立団体である秋田市が目指す「芸術文化の香り高いまちづくり」を牽引する中核的存在として、本学は、秋田の文化を発展・深化させる「知の原動力」となるような、より豊かな教養と深い専門性を備えた人材や、「秋田ブランド」の振興をはじめとする地域活力の向上に寄与する人材を育成するとともに、伝統的工芸品産業や製造業などのデザインと製品開発力の水準を高め、ものづくりの振興を図るためのコンサルタント・シンクタンク的な役割を担うことが期待されている。このため、本学の基本理念に、「秋田の伝統・文化をいかし発展させる大学」、「まちづくりに貢献し、地域社会とともに歩む大学」などを掲げている。

 \Diamond

本学は、現在、設立団体である秋田市が定めた第2期中期目標期間(2019年度~2024年度)にあり、第2期中期計画および年度計画に基づき、目標達成に向けて取り組んでいるところである。これを全学的に着実に推進していくため、学長を委員長とした自己評価委員会を設置し、年度計画の策定、事業の実施、業務実績の取りまとめ、自己点検・評価、改善策の実施というPDCAサイクルにより内部質保証に取り組んでいる。また、毎年度、秋田市公立大学法人評価委員会の評価を受審し、外部委員から寄せられる客観的かつ専門的な指摘や意見を業務運営に活かしている。

なお、第2期中期目標、第2中期計画および年 度計画をはじめ業務実績、自己点検・評価結果や 秋田市公立大学法人評価委員会による外部評価結 果は、いずれもホームページで公開している。

 \Diamond

本学は、2018年度に初めて、学校教育法に基づ く独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認 証評価を受審しており、同機構が定める大学評価 基準を満たしていると認定されている。その際、 優れた点として、「アートやデザインの社会的役割 を実践的に学ぶ機会を設けている」、「学生・教員 が地域住民とともにプロジェクトに取り組み、イ ベントやシンポジウムを開催している。」、「クリエ イティブ関連企業への就職の割合が高く、美術系 大学に期待される人材育成の役割が果たせてい る。」などの評価を得ている。一方、「在校生・卒業 生・就職先に対する教育の質の改善・向上に向け た組織的な実態調査が行われていない」、「内部監 査が行われていない」などの指摘があり、順次、ア ンケートの実施と大学運営への着実な反映、内部 監査室の設置など改善を図ったところである。

 \Diamond

今回、本学では、一般財団法人大学教育質保証・評価センターによる認証評価を受審することとし、前回の受審以降、自己評価委員会が先頭に立って全学的に進めてきた内部質保証や特色ある大学運営の取り組みについて、点検評価ポートフォリオを作成した。これを基に、認証評価を受審し、法令適合性を確認するとともに、教育研究の質の向上に向けて評価結果を真摯に受け止め、大学運営に着実に反映することにより、内部質保証体制のさらなる推進と、設立団体をはじめ学生、地域社会、地元企業等への説明責任を果たすべく取り組んでいきたい。

目次

大学	の概要	. 2
大学	の目的	. 5
I Γ	基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	. 7
イ	教育研究上の基本となる組織に関すること(①大学)	. 8
	(②大学院)	10
口	教員組織に関すること (①大学)	12
	(②大学院)	14
ハ	教育課程に関すること (①大学)	16
	(②大学院)	18
=	施設及び設備に関すること	20
ホ	事務組織に関すること	22
^	卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること	24
1	教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること	26
チ	教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること	28
リ	財務に関すること	30
ヌ	イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること	32
π Г;	基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料	35
取糸	組み1「ディプロマ・ポリシーに係る学修成果の把握と教育改善の取組」	37
取糸	組み2「授業改善による教育の質向上への取組」	38
取糸	組み3「アンケート調査に基づく教育改善の取組」	39
取糸	組み4「1・2年次の基礎教育の再編による総合的基礎力の向上に向けた取組」	40
取糺	組み 5 「研究推進および外部資金獲得に向けた取組」	41
ш Г;	基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料	43
取約	組み1「領域横断の教育システムの取組」	45
取約	組み2「美術大学の専門性を活かした社会貢献事業の取組」	46
取約	組み3「グローバル人材の育成に向けた国際交流等の取組」	47
取約	組み4「学生の出展機会の創出と出展に関する支援の取組」	48
取約	組み5「東北・北海道で唯一の国公立美術系大学における教員養成等の取組」	49
言刃言正 :	証価共通其礎データ	51

大学の概要

(1) 大学名

秋田公立美術大学

(2) 所在地

秋田県秋田市新屋大川町12番3号

(3) 学部等の構成

学 部:美術学部

研 究 科:複合芸術研究科(修士課程、博士課程)

その他の組織: 附属図書館、キャリアセンター、国際交流センター、情報センター

(4) 学生数及び教職員数 (2024年5月1日現在)

学生:学部 431 名、大学院 34 名

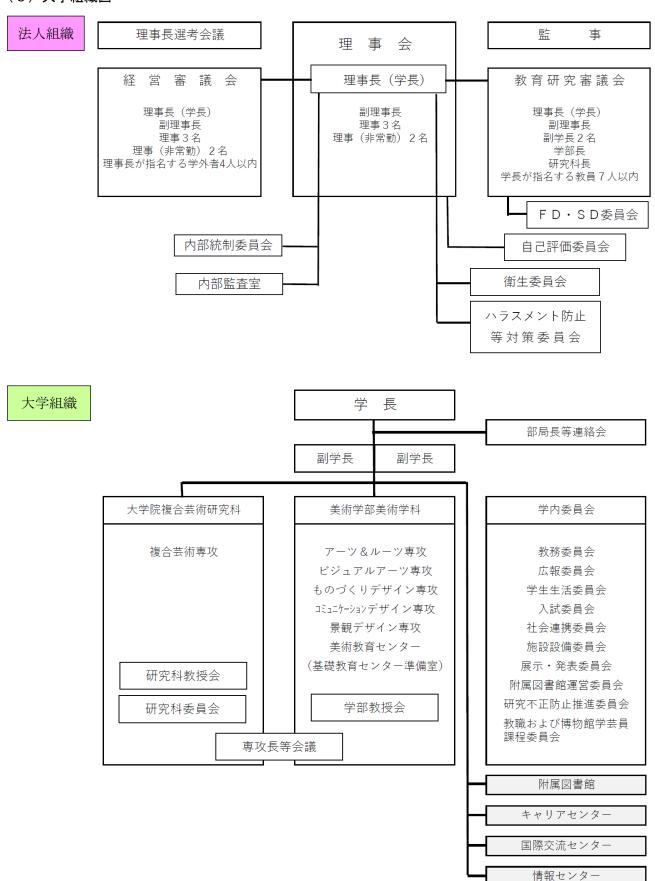
教員:46名 職員:32名

(5) 理念と特徴

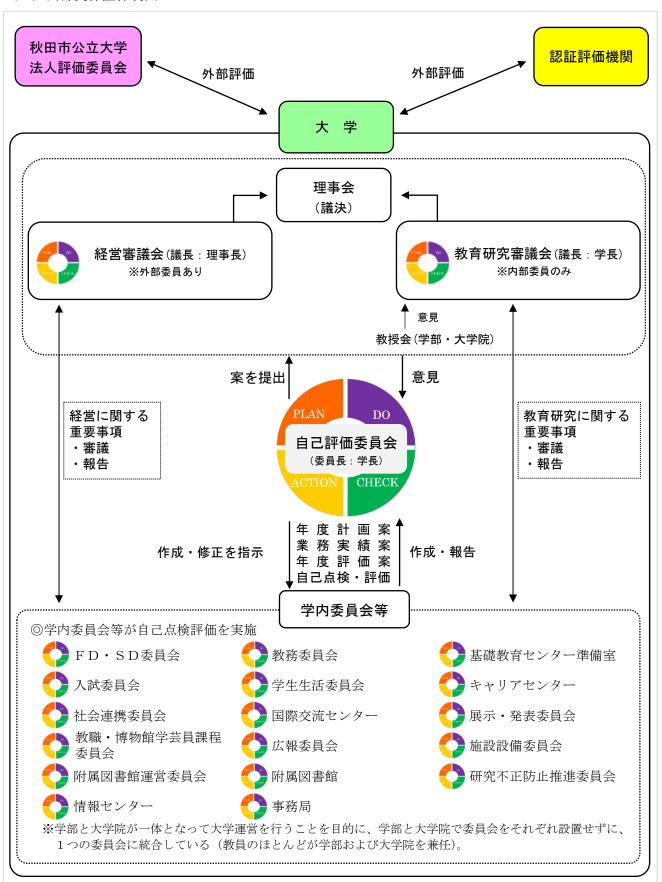
本学は、学問自体の研究・発展に加えて、公立大学として秋田市の「芸術文化の香り高いまちづくり」の中核の役割を担うため、自らを地方都市である秋田を構成する一部分に位置付け、秋田の芸術・文化の探求・創造も併せて指向する。また、美術・工芸・デザインを単なる芸術鑑賞の対象としてのみ扱うのではなく、広く社会に貢献できる一つの手段として捉え、住みやすく人にやさしいまちづくりや、新たな商品開発といった分野へのシンクタンク機能も備えることとし、以下の4つの基本理念を掲げている。

- ア 新しい芸術領域を創造し、挑戦する大学
- イ 秋田の伝統・文化をいかし発展させる大学
- ウ 秋田から世界へ発信するグローバル人材を育成する大学
- エ まちづくりに貢献し、地域社会とともに歩む大学

(6) 大学組織図



(7) 内部質保証体制図



大学の目的

- (1)公立大学法人秋田公立美術大学定款(目的)
 - 第1条 この公立大学法人は、豊かな創造性とグローバルな視野を持った人材を育成するとともに、 芸術文化の発展と地域社会に貢献するため、大学を設置し、および管理することを目的とする。
- (2) 秋田公立美術大学学則

(目的)

- 第1条 秋田公立美術大学は、広く知識を授け、深く専門の芸術を教授研究することによって、豊かな創造性とグローバルな視点を持った人材を育成するとともに、芸術文化の発展と地域社会に 貢献することを目的とする。
- (3) 秋田公立美術大学大学院学則

(目的)

第2条 本学大学院は、多様化する現代芸術領域と複雑化する地域課題に対応しながら、複合的な教育・研究を通じて、一人ひとりの個性を尊重した専門性のさらなる深化を追求し、新たな芸術表現の創出やより本質を捉えた地域貢献を図るため、高度な実践力を有する人材と高度な専門性を有する研究・教育者の育成を行うことを目的とする。

I「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること(①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 目的

本学は、秋田公立美術大学学則(以下「学則」という。)第1 条のとおり、広く知識を授け、深く専門の芸術を教授研究する ことによって、豊かな創造性とグローバルな視野を持った人材 を育成するとともに、芸術文化の発展と地域社会に貢献するこ とを目的に掲げている。

2 教育研究上の目的と組織

本学は、次の人材を育成することを目的に、美術学部美術学科を設置する旨、学則第3条第1項から第3項までで定めている。

- (1) 新しい芸術表現を模索し発信する人材
- (3) 地域の「良さ」や「美しさ」を再発見する眼を持つ人材
- (4) 多様な価値を交換・共有できる人材
- (5) 地域の芸術創造を実践する計画を立案できる人材

美術学部美術学科には、学則第3条第4項に基づき、次のとおり、5つの専攻が設置されており、学生は、1~2年次に素材・技法を総合的に学び、自らの適性に合う専攻を選択した後、3~4年次にひとつの専攻を軸として選択し、それぞれの専門専攻科目でより高度な知識や技術を身に付け、4年次後期に4年間の学習成果の集大成として卒業研究を行う。

(1) 地域の歴史的な文化資源(ルーツ) の調査・研究を通して、その再評価の中から新たな芸術表現を探求する「アーツ &ルーツ専攻」

「基礎理論」「作品制作」「フィールドワーク」の3つによって、地域の文化と歴史に根ざした主題・技法を学び、調査研究の成果を作品制作に活かす。

(2) 現代美術の新しい方向性を探り、様々な素材や媒体を通して現代的な表現を展開する「ビジュアルアーツ専攻」

従来の素材や技法、表現形態にとらわれず、様々な媒体 を使って現代的な作品を作る。

(3) 秋田の文化資源を背景に、人と人との豊かな関係を築くものづくりを提案する「ものづくりデザイン専攻」

世代を超えて愛されてきたものに備わる文化的背景や価値観を踏まえ、秋田から世界に向かって、新たな視点と価値を持ったものづくりを提案する。

(4) 多様なメディアを活用したビジュアルコミュニケーションを 学び、効果的なデザインやアートディレクションを可能にする 「コミュニケーションデザイン専攻」

グラフィックデザインによる様々な表現を幅広く習熟して、 優れた伝達表現やデザイン全体を構築する総合的なディレク ションを可能にする。

(5) 様々な表現領域の制作活動から、社会変革を促す「景観」 を創造する「景観デザイン専攻」

自らの身体を「景観」の現場に置き、感覚・知覚・経験を総動員してその場所の本質を見抜く作業に取り組みながら、社会の変革を促しうるアートとデザインの手法を学ぶ。

※本専攻の指定科目を修了した学生には、卒業後、二級・ 木造建築士試験の受験資格を付与

また、これら5専攻に加えて、学則第3条第5項に基づき、美術教育センターを設置している。同センターは、5専攻と異なり、学生が所属するのではなく、各専攻における専門教育の補完、中学校教諭一種免許状(美術・工芸)、博物館学芸員資格の取得を希望する学生に向けた教育課程を担当する組織である。

3 収容定員

学部の収容定員は、学則第3条第2項で定めており、教育組織、校地、校舎等の施設、設備等を総合的に勘案して設定し、充足している状況である。

また、収容定員に対する在籍者数も適切である。

なお、収容定員等の管理は、理事会が行っており、変更等を行う際は、内容に応じて教育研究審議会および経営審議会 での審議を経た上で、理事会で議決している。

表:学部の収容定員等(2024年5月1日現在)

学 科	入学定員	収容定員	在籍者数
美術学科	100 人	400 人	431 人

4 大学等の名称

大学の名称は、その教育研究上の目的と齟齬はなく、適当である。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると考える。
優れた点	既存の大学とは異なり、領域を横断することによって生まれる新しい芸術表現の可能性を見出す ことを目的とした特色ある専攻を設置している。
改善を要する点	_

番	関係法令等	関連資料(リンク)
号	教育基本法	
1	第七条 (大学) 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	・ <u>秋田公立美術大学学則</u> 第1条(目的)
	学校教育法	
2	第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	同上
	大学設置基準	
3	第二条(教育研究上の目的) 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を 学則等に定めるものとする。	・ <u>秋田公立美術大学学則</u> 第3条第3項(美術学科の目 的)
4	第三条 (学部) 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模 内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとす る。	· 秋田公立美術大学学則 第3条(学部、学科、定員等) · 秋田公立美術大学HP 教員紹介
⑤	第四条(学科)学部には、専攻により学科を設ける。2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	· 秋田公立美術大学学則 第3条(学部、学科、定員等)
6	第五条 (課程) 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	非該当
7	第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	・秋田公立美術大学学則 第3条(学部、学科、定員等) ・秋田公立美術大学HP 5つの専攻の紹介 美術教育センター
8	第四十条の四(大学等の名称) 大学、学部及び学科(以下「大学等」という。)の名称は、大学等として適当であるとともに、 当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	· <u>秋田公立美術大学学則</u> 第 1 条(目的) 第 3 条(学部、学科、定員等)

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること(②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 目的

本学の大学院は、秋田公立美術大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第2条のとおり、多様化する現代芸術領域と複雑化する地域課題に対応しながら、複合的な教育・研究を通じて、一人ひとりの個性を尊重した専門性のさらなる深化を追求し、新たな芸術表現の創出やより本質を捉えた地域貢献を図るため、高度な実践力を有する人材と高度な専門性を有する研究・教育者の育成を行うことを目的に掲げており、2017年4月に修士課程を、2019年4月に博士課程を開設している。

2 教育研究上の目的と組織

本学の大学院は、現代芸術領域と地域における課題を対象とする教育・研究を通じて、テクノロジー等を活用した複合的芸術表現の探究、アート・マネジメントの手法を用いた課題解決、ソーシャル・デザインによる雇用の創出・まちづくり、さらには蓄積された現代芸術領域に関する研究成果の発信など、自らの表現能力を探求し続けながら、現代芸術における新領域の創造と、地域を深く捉えた課題の発見から課題解決手法の提案・実践を通じて社会に貢献する人材を育成することを目的に、複合芸術研究科複合芸術専攻を設置する旨、大学院学則第4条第1項および第3項で定めている。

また、次のとおり、大学院に修士課程および博士課程を設置 する旨、大学院学則第3条で定めている。

(1) 修士課程

修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻 分野における研究能力又は高度の専門性を有する職業等 に必要な高度の能力を養い、地域社会に芸術表現で貢献 できる人材を育成することを教育目的とし、ディプロマ・ポリシ ーにおいて、以下の能力を備えることとしている。

- ア 異なる分野を複合させながら、既存の枠にとらわれない 新しい芸術を探求・創造する能力
- イ 現代社会の動向や地域特性をとらえ、アート・デザイン・ 芸術学の方法論を通じて問題解決へつなげ、具体的な提 案ができる能力
- ウ グローバルな視野をもちながら、アート・デザイン・芸術 学の研究や実践を評価・検証し、その成果を広く社会と連 携し情報発信する能力

(2) 博士課程

博士課程は、領域を横断する自主的な研究を通じて、ものごとを深く読み解く能力を養い、学際的な芸術表現や理論

をもとに読み解いた要素を転換・再構築し、芸術表現又は課題への対応等に関する新たな価値を提示しながら社会に広く貢献することを教育目的とし、ディプロマ・ポリシーにおいて、以下の能力を備えることとしている。

- ア 複合の視点からモノ・コトを要素単位で分析、解析し、現 代芸術に限らず、社会的な課題等に関しても事象の本質を 捉える能力
- イ 表現と理論の双方から多面的にモノ・コトを捉えながら、 発送の転換や理論の応用をもとに、現代芸術および社会に 新しい視点を提示する能力
- ウ 複合の視点からの学術的な研究に取り組み、その成果を 社会に発信・適用していくことで、人々を巻き込みながら現 代芸術や地域を牽引していく能力

なお、本学の大学院における「複合芸術」とは、単に複数の 異なる表現技法や素材の合体の成果を意味するものではな く、以下の(1)~(3)の全体を表現領域とし、社会の新たな可能 性を拓く活動である。

- (1) 自らの専門の外部に越境して異なる領域の実践の方法や思想を学ぶこと
- (2) そこで得られた知識と経験を自らの活動に組み込むこと
- (3) そして既存の事物や現象の構成要素の関係性を点検し、それを未来へ向けて再配置すること

3 収容定員

大学院の収容定員は、大学院学則第4条第2項で定めており、教育組織、校地、校舎等の施設、設備等を総合的に勘案して設定し、充足している状況である。収容定員の管理は、学部と同様に理事会が行っている。

なお、入学辞退者数や留年者数の増減により、現在、在籍 学生数が収容定員を超過している状況にあることから、改善に 向けて取り組んでいく必要がある。

表:大学院の収容定員(2024年5月1日現在)

課程	専攻	入学定員	収容定員	在籍者数
修士課程	複合芸術専攻	10 人	20 人	27 人
博士課程	複合芸術専攻	2人	6人	7人

4 研究科等の名称

研究科等の名称は、その教育研究上の目的と齟齬はなく、 適当である。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると考える。
優れた点	本学の基本理念である「新しい芸術領域の創造し、挑戦する大学」としての教育を具現化するため、全国的
	にも類を見ない「複合芸術」を研究する大学院を設置している。
改善を要する点	

	2) 関係法で守に対応する関連具科	
番	関係法令等	関連資料
号	学校教育法	
1	第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。	· 秋田公立美術大学大学院学則 第2条(目的)
	大学院設置基準	
2	第一条の二 (教育研究上の目的) 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学 則等に定めるものとする。	・ <u>秋田公立美術大学大学院学則</u> 第4条第3項(研究科の目 的)
3	第二条(大学院の課程)大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程(学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。)とする。2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。	·秋田公立美術大学大学院学則 第3条(課程) 第4条(研究科等)
4	 第三条(修士課程) 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。 2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとすることができる。 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。 	· 秋田公立美術大学大学院学則 第8条(修業年限) 第9条(在学年限) · 修士課程学生募集要項 学位授与方針
(5)	 第四条(博士課程) 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとすることができる。 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとすることができる。 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとすることができる。 	同上 ・ <u>博士課程学生募集要項</u> 学位授与方針
6	第五条 (研究科) 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類 及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を 有すると認められるものとする。	· 秋田公立美術大学大学院学則 第4条(研究科等) · 秋田公立美術大学HP 教員紹介
7	第六条(専攻) 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。 2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。	· 秋田公立美術大学大学院学則 第4条第2項(課程等)
8	第十条(収容定員) 収容定員は、教育研究実施組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、 課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。 2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設ける ときは、これに係る収容定員を明示するものとする。 3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づ き適正に管理するものとする。	· 秋田公立美術大学大学院学則 第4条(研究科等)
9	第二十二条の四(研究科等の名称) 研究科及び専攻(以下「研究科等」という。)の名称は、研究科等として適当であるとともに、 当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	· 秋田公立美術大学大学院学則 第2条(目的) 第4条(研究科等)

ロ 教員組織に関すること(①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 教授会

本学は、学則第 15 条に基づき学部に教授会を設置しており、学部の専任の教授(必要に応じて准教授等の専任教員を加えることができる。)をもって組織し、学長が「学部に所属する学生の入学、卒業」、「学位の授与」、「教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について決定を行うに当たり、意見を述べるものと定められている。また、学長および学部長がつかさどる教育研究に関する事項についても審議し、求めに応じて、意見を述べることができる。教授会の運営等に関し必要な事項を秋田公立美術大学学部教授会規程において定めている。

2 教員組織

教員組織については、大学設置基準に基づいた教員の配置を基本とし、基本理念、教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの具現化に加え、絵画、彫刻、現代美術、工芸、デザインなどのジャンルで専攻等を区分する既存の美術系大学とは異なり、これらの分野を横断した「地域の文化資源を根源とする芸術」の教育と「現代を表現する芸術」の教育の2つの考え方に基づき、領域を横断した教育活動を実践していくため、必要な教員を配置するとともに、教員組織を整備している。

学部は、領域横断の考え方に基づき、アーツ&ルーツ専攻、ビジュアルアーツ専攻、ものづくりデザイン専攻、コミュニケーションデザイン専攻、景観デザイン専攻の5つの専攻と美術教育センターで構成している。その構成に応じて、専門領域の異なる教員を各専攻と美術教育センターに配置している。

また、実技を伴う授業を補助するほか、学生への相談対応・ 指導を行うため、学部に助手を 15 人配置し、円滑な教務運営 を図っている。

※2022 年度 10 月1日に施行された大学設置基準の改正で「専任教員」の概念が、「基幹教員」に改められたが、本学は経過措置を適用し、「基幹教員」への移行は行っていない。

表1:学部の教員数(2024年5月1日現在)

区分	教授	准教授	講師	助教	合計
合計	24 人	16 人	1人	5人	46 人
大	17 人				

表2:学部教員の年齢構成(2024年5月1日現在)

区分	20代	30代	40代	50代	60代	合計
人数	0人	2人	13 人	20 人	11人	46 人

公立大学法人秋田公立美術大学定款(以下「定款」という。)第 19 条に基づき、本学の教育研究に関する重要事項を審議するため、学長を議長として、副理事長、副学長、学部長、大学院複合芸術研究科長および学長が指名する教員により組織される教育研究審議会を設置している。これにより、教育研究に係る責任の所在が学長および教育研究審議会であることが明確になっており、教育研究水準の維持向上および活性化に向けて、学部と大学院が一体となった全学的な連携体制を構築している。

3 教員の採用等

教員の採用等については、公立大学法人秋田公立美術大学教員の採用および昇任の手続に関する規程および公立大学法人秋田公立美術大学教員選考基準を定めている。教員の採用は公募を原則としており、教育研究審議会の議を経て選考委員会を設置し、同委員会が書類選考・面接によって候補者を推薦し、同審議会と理事会の議を経て決定する。昇任についても、同様の手続を経て決定している。

採用に当たっては、同委員会において書類審査と面接審査を行い、教育上の指導能力と研究業績、人格、見識等を選考基準に従って評価した上で候補者を決定している。面接審査では、業績や志望動機などを確認するほか、自己PRや質問のやりとりを通じ積極性と協調性、見識や専任教員としての適格性を確認している。また、2022年度から面接審査の中で模擬授業を実施し、授業力を見定めている。

なお、ダイバーシティの推進に努めるため、教員の公募要項には、多様な人材の採用を積極的に進めていることを明記している。また、人格および見識ともに優れた人材を広く募集するため、教員の公募情報は大学のウェブサイトのほか、国立研究開発法人科学技術振興機構の研究者人材データベース(JREC-IN)やアートマネジメント総合サイト(ネット TAM)等に掲載している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	

番	関係法令等	関連資料
号	# 2000 P 2	为廷良村
7	学校教育法 第九十三条	秋田公立美術大学学則
1	 第九十二条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一学生の入学、卒業及び課程の修了 二学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。 	· 秋田公立美術人子子則 第 15 条(教授会) · 秋田公立美術大学学部教授 会規程
	大学設置基準	
2	第七条(教育研究実施組織等) 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 6 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 7 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 ※教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十三条・第十四条・第十五条・第十六条・第十七条を参照すること	・秋田公立美術大学学則 第16条(委員会) ・秋田公立美術大学教育研究 審議会規程 ・秋田公立美術大学教員選考 基準 ・秋田公立美術大学教員の採 用および昇任の手続きに関 する規程 ・秋田公立美術大学HP 教員組織、教員数並びに各教 員が有する学位および業績 に関すること
3	 第八条(授業科目の担当) 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目(以下「主要授業科目」という。)については原則として基幹教員(教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員(助手を除く。)であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの(専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。)又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。)に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。 2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。 3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者(以下「指導補助者」という。)に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。 	・カリキュラムマップ(主要授業科目の実施状況) ・公立大学法人秋田公立美術大学ティーチングアシスタントに関する規程 ・ティーチングアシスタントガイドと運用実績
4	第十条(基幹教員数) 大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数(共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる基幹教員の数とする。)と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とする。 ※ 基幹教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること	・秋田公立美術大学 HP 教員組織、教員数並びに各教 員が有する学位および業績に 関すること

③及び④については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令(令和4年9月30日文部科学省令第34号)

大学設置基準等の一部を以近する省下(下4年4年7月30日入時7月1日日初5年7月 附則 第四条 この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。 一この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定

(以下省略)

ロ 教員組織に関すること(②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 教授会

本学は、大学院学則第6条に基づき大学院に研究科教授会を設置しており、研究科の専任の教授(必要に応じて准教授等の専任教員を加えることができる。)をもって組織し、学長が「大学院に所属する学生の入学、修了」、「学位」、「教育研究に関する重要な事項で研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」等について決定を行うに当たり、意見を述べることができると定められている。また、学長および研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、求めに応じて、意見を述べることができる。研究科教授会の運営等に関し必要な事項を秋田公立美術大学大学院研究科教授会規程において定めている。

2 教員組織

教員組織については、大学院設置基準に基づいた教員の配置を基本とし、基本理念、教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの具現化に加え、現代芸術領域と地域における課題を対象とする教育・研究を通じて、テクノロジー等を活用した複合的芸術表現の探究、アート・マネジメントの手法を用いた課題解決、ソーシャル・デザインによる雇用の創出・まちづくり、さらには蓄積された現代芸術領域に関する研究成果の発信など、自らの表現能力を探求し続けながら、現代芸術における新領域の創造と、地域を深く捉えた課題の発見から課題解決手法の提案・実践を通じて社会に貢献する人材を育成するため、必要な教員を配置するとともに、教員組織を整備している。また、学部との連携や学部から大学院までの9年間において一貫性・継続性のある教育を行う観点から、学部の教員の多くが大学院の教員を兼務(兼担)している。

また、実技を伴う授業を補助するほか、学生への相談対応・ 指導を行うため、大学院に助手を5人配置し、円滑な教務運営 を図っている。

表1:大学院の教員数(2024年5月1日現在)

区分	教授	准教授	講師	助教	合計
合計	24 人	14 人	0人	0人	38 人
	11 年文部 攻ごとに置				16 人

※ 上記の38名は、全て学部を兼任している。

表2:大学院教員の年齢構成(2024年5月1日現在)

区分	20代	30代	40代	50代	60代	合計
人数	0人	0人	8人	19 人	11 人	38 人

定款第 19 条に基づき、本学の教育研究に関する重要事項を審議するため、学長を議長として、副理事長、副学長、学部長、大学院複合芸術研究科長および学長が指名する教員により組織される教育研究審議会を設置している。これにより、教育研究に係る責任の所在が学長および教育研究審議会であることが明確になっており、教育研究水準の維持向上および活性化に向けて、学部と大学院が一体となった全学的な連携体制を構築している。

3 教員の採用等

教員の採用等については、公立大学法人秋田公立美術大学教員の採用および昇任の手続に関する規程および公立大学法人秋田公立美術大学教員選考基準を定めている。教員の採用は公募を原則としており、教育研究審議会の議を経て選考委員会を設置し、同委員会が書類選考・面接によって候補者を推薦し、同審議会と理事会の議を経て決定する。昇任についても、同様の手続を経て決定している。

採用に当たっては、同委員会において書類審査と面接審査を行い、修士・博士課程における指導能力と研究業績、人格、見識等を、選考基準に従って評価した上で候補者を決定している。面接審査では、業績や志望動機などを確認するほか、自己PRや質問のやりとりを通じ積極性と協調性、見識や専任教員としての適格性を確認している。また、2022 年度から面接審査の中で模擬授業を実施し、授業力を見定めている。

なお、ダイバーシティの推進に努めるため、教員の公募要項には、多様な人材の採用を積極的に進めていることを明記している。また、人格および見識ともに優れた人材を広く募集するため、教員の公募情報は大学のウェブサイトのほか、国立研究開発法人科学技術振興機構の研究者人材データベース(JREC-IN)やアートマネジメント総合サイト(ネット TAM)等に掲載している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	

番	関係法令等	関連資料
号	大学院設置基準	
1	第八条(教育研究実施組織等) 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 省略 3 省略 4 省略 5 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。 6 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。 7 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 8 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専属の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 ※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること	・秋田公立美術大学大学院学則 第6条(研究科教授会) ・秋田公立美術大学研究科教 授会規程 ・秋田公立美術大学学則 第16条(委術大学教育研究 審議公規程 ・秋田公立美術大学教員選考 基準 ・秋田公立美術大学教員の採 用および昇任の手続きに関する規程 ・秋田公立美術大学HP 教員組積する学位および業 績に関すること
2	第九条 (教育研究実施組織等) 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと(工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織)に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 ニ博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 イ博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ研究上の野について、特に優れた知識及び経験を有する者 ロ研究上の野について、特に優れた知識及び経験を有する者 の事攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 の事攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 の事なの野について、特に優れた知識及び経験を有する者 の事なの野について、特に優れた知識及び経験を有する者 のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。 ※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第百七十五号を参	 ・秋田公立美術大学HP 教員組織、教員数並びに各教 員が有する学位および業績に 関すること ・秋田公立美術大学複合芸術研究科教員指導資格審査要綱
3	照すること 第九条の二(一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教育研究実施組織) 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数(以下「一定規模数」という。)以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員とする。 ※一個の専攻当たりの入学定員の一定の数(「一定規模数」)については、平成十一年文部省告示第百七十六号を参照すること	非該当

ハ 教育課程に関すること(①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 入学者選抜

学士課程においては、アドミッション・ポリシーに基づき多様な入試区分を設定し、一般選抜(前期日程および中期日程)、学校推薦型選抜(推薦選抜 I および II)、社会人特別選抜および編入学試験を実施している。

一般選抜の前期日程は、大学入学共通テスト2科目、実技試験(鉛筆デッサン)および選択試験(着彩表現・色彩表現・立体表現・小論文から1科目を選択)の総合点で合否を決定している。中期日程は、大学入学共通テスト3科目と実技試験(鉛筆デッサン)の総合点で合否を決定している。

学校推薦型選抜は、大学入学共通テストを免除する推薦選抜 I、同テストを課す推薦選抜 IIの2つの区分を設けている。 推薦選抜 I は、一般推薦のほか居住地等が出願要件の一つ となる特別推薦があり、いずれも実技試験(鉛筆デッサン)と面 接の総合点で合否を決定している。推薦選抜 II は、大学入学 共通テスト5科目、小論文および面接の総合点で合否を決定 している。

アドミッション・ポリシーに基づく適正な入試の実施に向けて、入試委員会に入試検証WGを設置し、入学者選抜方法の分析や入学後の学生の成績の検証などを行い、効果的な入試のあり方について不断の検討を行っている。

入試問題は、入試委員会からの推薦を受けて、学長が問題 作成委員を委嘱し、当該委員が作成を行っている。入試問題 の管理は、入試委員会が鍵付きの保管庫で厳重に行っている ほか、出題ミスを防ぐため、問題作成委員とは異なる複数の入 試委員会委員がチェックを行い、印刷時も同様のチェックを行っている。

入試区分ごとに学長を本部長とする入学試験実施本部を設けているほか、実施要領や実施マニュアルの作成、教職員に対する事前説明会の開催等、入学者選抜の公正かつ適切な実施に向けた体制整備と運営を行っている。

合格者は、入試委員会の審議を経て学長が決定しており、 入学の許可は、学則第26条第2項に基づき、学部教授会の意 見を聴いて学長が決定している。

2 教育課程の編成、授業等

学士課程では、カリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を編成し、教養科目、キャリア教育科目および専門科目を体系的に配置している。専門科目では、1、2年次に基礎技術を習得しながら、必修科目の「現代芸術論」で分野を横断的に学び「現代芸術演習」で多くの素材や技法を体験する。3年次から

は、所属する専攻の演習を通して実践的な知識と技法を体系的に学び、4年次に集大成として卒業研究を行う。また、資格課程に関する科目として、教職課程科目、博物館学芸員課程科目を配置している。

全ての授業科目は必修科目、選択必修科目、選択科目および自由選択科目に区分され、さらに専攻所属後の科目は専攻必修科目と専攻選択必修科目に区分されている。履修年次、単位数および履修条件などは科目ごとに定め、シラバスおよび「履修の手引き」に明記している。

カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラムとシラバスの検証は、教務委員会によって行われ、変更の際には教務委員会の議を経た後、教育研究審議会において審議し、決定している。授業期間は、前期・後期に各15週の授業期間と1週の試験・補講期間を設けている。単位数については、学則第32条に基づき、講義・演習は15時間の授業をもって1単位と定めている。

なお、過度な履修を防ぎ効果的な学習が行えるように、秋田 公立美術大学履修規程(以下「履修規程」という。)第7条第2 項により、履修登録できる単位数の上限を設け 44 単位と定め ている。さらに、3年次への進級および4年次の卒業研究の履 修については、履修規程第 15 条により、指定された単位数の 修得を要件としている。また、シラバスについては、Web 方式を 採用し、教員に入力方法を明示する等により記載項目等の統 一を図るよう取り組んでおり、入力内容を学生課で確認後、公 表している。

3 成績評価基準・卒業要件

成績評価は、学則第34条および履修規程第10条で定めており、アセスメント・ポリシーも含めて「履修の手引き」に明記している。授業科目ごとの評価方法は、シラバスに記載の上、授業開始前のガイダンスでその詳細を説明しているほか、成績評価に対する学生からの異議申立制度についても、ガイダンスで説明し、「履修の手引き」にも明記している。

卒業要件は、学則第 45 条に定めており、ディプロマ・ポリシーとともに「履修の手引き」に明記している。卒業研究発表(講評・審査会)を行い、各専攻による評価の視点や評価手法に基づき成績評価を行っており、卒業認定は、卒業要件を満たす学生について、学則第 45 条に基づき学長が学部教授会の意見を聴いて卒業を認定し、学則第 46 条に基づき学士の学位を授与している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	_

_ (2	2) 関係法令寺に対応する関連資料				
番	関係法令等	関連資料			
号	大学設置基準				
1	第三条の二(入学者選抜) 入学者の選抜は、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百六十五条の二 第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整 えて行うものとする。 ※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること	・秋田公立美術大学学則 第25条(入学者の選考) ・入試委員会規程 ・秋田公立美術大学HP 入学者選抜要項 一般選抜学生募集要項 学校推薦型選抜学生募集要項			
2	第十九条 (教育課程の編成方針) 大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める 方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たつては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 3 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。 ※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること	- 秋田公立美術大学学則 第31条 (授業科目) 第46条 (学位) - 秋田公立美術大学履修規程 ※同規程別表 1~3 ・履修の手引き (抜粋) 3 授業科目の区分 (P1) 4 授業科目の種別 (P2) ・秋田公立美術大学学位規程 ・カリキュラムマップ ・秋田公立美術大学 H P ・シラバス ・シラバスの各項目の入力方 法について			
3	第二十条(教育課程の編成方法) 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。	・開設科目一覧			
4	第二十一条(単位) 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。 2 前項の単位数を定めるに当たつては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。 3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。	・秋田公立美術大学学則 第32条(単位計算方法) ・秋田公立美術大学履修規程 ※同規程別表 1~3 ・開設科目一覧 ・履修の手引き(抜粋) 5 授業方法等(P3) 7 単位制度と履修登録の 上限(CAP制)(P4) 9 卒業要件(P5)			
5	第二十二条 (一年間の授業時間) 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。	・秋田公立美術大学HP キャンパスカレンダー ・秋田公立美術大学学務暦			
6	第二十三条(各授業科目の授業時間) 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その 他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。	・履修の手引き(抜粋) 7 単位制度と履修登録の 上限(CAP制)(P4)			
7	 第二十五条(授業の方法) 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。 	・秋田公立美術大学学則 第31条の2 (授業科目) 第32条 (単位の計算方法) ・秋田公立美術大学履修規程 ※同規程別表1~3 ・履修の手引き(抜粋) 5 授業方法等(P3)			
8	第二十五条の二 (成績評価基準等の明示等) 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たつては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。 ※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第百四十七条を参照すること	・秋田公立美術大学学則 第33条(単位の授与) 第34条(成績の評価) ・履修の手引き(抜粋) 5 授業方法等(P3) 9 卒業要件(P5) 12 アセスメント・ポリシー (P6) ・成績評価に対する異議申し 立ての流れ			
9	第二十七条(単位の授与) 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。	・秋田公立美術大学学則 第 33 条(単位の授与) 第 34 条(成績の評価) ・卒業研究シラバス			
10	第二十七条の二(履修科目の登録の上限) 大学は、学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が 修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる 単位数の上限を定めるよう努めなければならない。 2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもつて修得した学生につい ては、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。	・秋田公立美術大学学則 第33条(単位の授与) ・秋田公立美術大学履修規程 ・履修の手引き(抜粋) 7 単位制度と履修登録の 上限(CAP制)(P4)			

ハ 教育課程に関すること(②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 入学者選抜

大学院複合芸術研究科の入学者選抜については、入試委 員会の下部組織として大学院教員からなる大学院入試実施部 会を置き、修士課程および博士課程のアドミッション・ポリシー に基づいて実施している。

修士課程の入学者選抜は、一般推薦(出身大学の推薦書を必要とする区分)、一般選抜第1期(11月)および第2期(3月)の計3回実施しており、一般推薦はオンラインによる面接のみ、一般選抜は第1期および第2期ともに書類審査による一次選考の後、二次選考でオンラインによるグループディスカッションと面接を行っている。

博士課程の入学者選抜は、一般選抜を1回(11 月)実施しており、書類審査による一次選考の後、二次選考でオンラインによる面接を行っている。

入学者選抜の実施にあたっては、大学院入試実施部会を中心に、大学院の担当教員が携わり、入試区分ごとに学長を本部長とする入学試験実施本部を設けて体制の整備を行っているほか、実施要領や実施マニュアルを作成し、公正かつ適切な運営を行っている。

合格者は、大学院入試実施部会および入試委員会の審議 を経て学長が決定しており、入学の許可は、大学院学則第 14 条第2項に基づき、研究科教授会の意見を聴いて学長が決定 している。

2 教育課程の編成・指導の方法

教育課程の編成は、カリキュラム・ポリシーに基づいて行っている。修士課程の教育課程は、大学院が掲げる複合芸術の対象領域をアート、デザイン、芸術学の3分野で捉え、複合芸術科目、複合芸術実践科目、制作技術演習科目および特別研究科目の4つの科目区分で構成し、理論と実践からなる効果的なカリキュラムを編成している。修士課程では、複合芸術の学びとして専門領域の異なる複数の教員と学生が主体的に交流し、学生一人ひとりの研究の形を育むチームティーチングの指導形式を採用している。

博士課程は、研究基盤科目、研究展開科目および研究指 導科目の3つの科目区分で構成し、表現と理論双方からの研 究を通じて複合芸術の体系化を担う研究を展開している。

単位数については、大学院学則第 19 条に基づき、授業の 方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な 学修等を考慮して、講義・演習は 15 時間の授業をもって1単位、実習・実技は30時間の授業をもって1単位と定めている。

3 成績評価基準・修了要件

成績評価については、大学院学則第21条および秋田公立 美術大学大学院履修規程(以下「大学院履修規程」という。) 第7条で定めており、「履修の手引き」に記載し学生に周知して いる。また、授業科目ごとの評価方法は、シラバスに記載の 上、入学時のガイダンスでその詳細を説明しているほか、成績 評価に対する学生からの異議申立制度についても、ガイダン スで説明し、「履修の手引き」にも明記している。

修士課程の修士論文、修了制作等の評価基準および博士 課程の博士論文等の評価基準については、学位審査基準とし て「履修の手引き」に明記し、学生に配布して周知している。

修了要件は、大学院学則第36条および第37条ならびに大 学院履修規程第12条で定めている。

修士課程については、2年以上在学し、所定の授業科目を修得し、および別に定めるところにより32単位以上の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士論文(3万字以上)又は修士制作および修士制作報告書(5,000字以上)の審査および試験に合格することとなっており、修了した者には修士(美術)の学位を授与する。

博士課程については、3年以上在学し、所定の授業科目を修得し、および別に定めることにより17単位以上の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、博士論文(4万字以上)および制作・活動(博士論文と同等程度の成果物又は複合芸術としての活動記録)の審査および試験に合格することとなっている。付帯条件として、査読付き論文1本以上と作品発表又は複合芸術としての活動が必要である。博士論文等の提出資格は、研究計画に基づき研究科教授会が認めた国内外の展覧会やカンファレンス等において、審査を経て採用された作品、プレゼンテーション等があることとなっており、予備申請、予備審査会、本申請、博士論文の提出、中間報告会、口頭試問、本審査会、公聴会の手順を経て厳格に実施される。修了した者には博士(美術)の学位を授与する。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	_

	2 / 関係法で寺に刈心りる関連具科	887年次小
番	関係法令等	関連資料
号	大学院設置基準	
1	第一条の三(入学者選抜) 入学者の選抜は、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百六十五条の二 第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整 えて行うものとする。	 ・秋田公立美術大学大学院学則 第13条(入学者の選考) ・入試委員会規程 ・秋田公立美術大学大学院入 試実施部会細則 ・秋田公立美術大学HP 修士課程学生募集要項 博士課程学生募集要項
2	第十一条(教育課程の編成方針) 大学院は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たつては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 ※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること	・秋田公立美術大学大学院学則 第18条(授業科目) 第19条(単位部計算方法) 第38条(学位記および学位) ・秋田公立美術大学大学院履 修規程 ・秋田公立美術大学HP 大学院授業科目 ・秋田公立美術大学HP シラバス ・シラバスの各項目の入力方 法について
3	第十二条(授業及び研究指導)大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。2 大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。	 ・秋田公立美術大学大学院学則第22条(授業および研究指導) ・大学院履修の手引き(抜粋)I-2 カリキュラム・ポリシー(P2) エー5 授業方法等(P3)
4	第十三条(研究指導) 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導(共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。)を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。	I-5 授業方法等(P3) I-8 修了要件(P5) II-1 学位審査基準等について(P20) II_2 修士課程学位審査日程および修了要件について(P24) II-3 情士課程(論文)学位審査日程および修了要件について(P34)
(5)	第十四条の二(成績評価基準等の明示等) 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たつては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。 ※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること ※ 学位論文に係る評価にあたつての基準の公表については、学校教育法施行規則第 172 条の2 第 3 項を参照すること	・秋田公立美術(大学)門 第21条(成績(大学) 第36条(成績(大学) 第36条(修士課程の修了) 第37年 (修本) 第37年 (修本) 第37日 (修本) 第37日 (修本) 第4日 (修本) 第4日 (修本) 第4日 (修本) 第5学院 第七) (修本) 第5学院 第七) (修本) 第5学院 第七) (修本) 第5学院 第6日 第6日 第6日 第6日 第6日 第6日 第6日 第6日 第6日 第6日
6	第十五条(大学設置基準の準用) 大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十九条、第三十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項(同条第二項において連用する場合を含む。)及び第四項、第三十条の二並びに第三十一条(第四項を除く。)の規定を運用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、同令第二十八条第一項中「大単位」とあるのは「「大工単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「美教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和五十一年法律第七十二号)第一条第二項に規定する干九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき立された国際連合大学(第三十五条第一項において「国際連合大学)という。)の教育課程における授業科目を力と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修子の他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第百五条の規定により大学院が編成する特別の課程(履修資格を有する者が、同法第百三条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。)における学修子と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて連用する第三十一条第一項のが第二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて連用する第三十一条第一項において連用する場合を含む。)及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第三十条において読み替えで準用する第二年、第二項において連用する場合を含む。)及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程を履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。)を履修する者」と読み替えるものとする。	・秋田公立美術大学大学院学則 第18条(授業科目) 第19条(単位部)算方法) 第22条(授業および研究指導) 第28条(長期にわたる教育 課程の履修) ・大学院履修の手引き(抜粋) I-10 単位認定および成績 の評価、通知(P6)

ニ 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 校地、校舎、施設、設備等

本学のキャンパスは、大学設置基準により算出される必要な面積と比較して十分な面積を有しており、校地が 47,059 ㎡(設置基準 4,260 ㎡)、校舎が 16,915 ㎡(設置基準 4,997 ㎡)となっている。本学の校舎は、下表のとおりの施設を有しており、多様な教育研究活動をはじめ、学生間・学生と教員等との交流や休息が可能となっているほか、レーザーカッターや大判プリンターといった美術大学特有の設備も完備している。実習室の多くは、国の登録有形文化財である倉庫を活用しており、秋田の歴史と文化が漂う空間で制作活動を行うことができる。大学院棟は、安全確保に配慮した上で 24 時間稼働となっており、各大学院生に入室用カードキーを配布し、研究活動に専念できる環境を整備している。大学敷地には門塀がないほか、JR新屋駅から続く遊歩道と敷地内の通路とが直接つながっており、地域住民が日常的に学内を散策するなど、地域に開かれた大学となっている。

また、学生や教員の教育研究成果である作品の学外展示、制作およびイベントに利用できるスペースとして、秋田駅前の商業ビル内にあるサテライトセンター、地元企業社屋内にあるBIYONG POINT、大学周辺の空き家を利活用したアラヤイチノと新屋 NINO を確保している。

さらに、車社会の秋田にある大学として、フィールドワーク等の学外活動、作品の搬出入等を円滑に行うため、10人乗りのワゴン車を2台所有し、教育研究活動の利便性を図っている。

なお、多様化する学生ニーズに対応した創作活動スペースのさらなる確保が課題であり、2023 年度から施設の一部を学部1・2年生の同スペースとしたほか、共通工房化を含めて既存の施設・設備のさらなる再配置を検討している。また、バリアフリー化のため計画的に施設改修を行っており、2021 年度から主要な施設に自動ドアを導入しているほか、2023 年度は附属図書館のエレベーター設置工事の基本設計を行っている。

2 附属図書館

本学は、教育研究および学習に必要な学術情報を収集管理 し、教職員および学生の利用に供するとともに、教育研究の発 展に寄与することを目的とした附属図書館を設置しており、司 書資格を有する職員3名を配置している。

当館の延床面積は 1,194 ㎡で、閲覧席 49 席(うち 41 席は コンセント・照明付き)、視聴覚ブース 1 席を設けている。当館

の特色の一つとして、デザインと機能性に優れたプロダクトに 実際に触れる機会を創出することを目的に、デザイナーズチェ アのコレクションを閲覧席に設置している。館内全域に無線 LAN を整備したことにより、ノートパソコンを持ち込んでの学内 ネットワークおよびインターネットへの接続が可能であり、学習 環境の充実化を図っている。また、図書館の検索システム (WebOPAC)は、学内外から当館が所蔵する資料の検索、予 約および利用照会を行うことができ、CiNii や NDL サーチなど の各種詮索サイトとリンクした環境も整えられている。主に美術 および芸術史、人文系の文芸評論、哲学、歴史、古典、宗教、 言語学分野を対象とした洋雑誌アーカイブ JSTOR(Arts & Sciences V&VIII)も学内限定で利用できる。

他館との連携では、ILL(図書館間相互貸借制度)により、当 館に所蔵のない文献の貸借依頼および他の図書館等が所蔵 する文献の複写依頼に対応している。

図書資料は、美術系を中心に収集しており、書架には教員の著作や学生に推薦したい図書を展示するスペースを設け、利用促進を図っている。2024年5月現在、蔵書冊数は60,861冊(視聴覚資料含む。)、2023年度の貸出冊数は6,279冊であり、ともに年々増加傾向にある。

表:校舎の建物と主な用途

建物	主な用途
講義棟 アトリウム棟	講義室、コンピュータ室、絵画実習室、織 実習室、染色実習室、漆実習室、各種デザ イン室、スタジオ、展示スペース
実習棟 アトリエももさだ 創作工房棟	制作室、塗装室、彫塑実習室、彫金実習室、ガラス実習室、鋳金実習室、木工実習室、市民ギャラリー、作品展示室、収蔵庫、 多目的ホール(創作活動スペース)
彫刻実習棟	木彫室、石彫室、造形室
プレハブ棟	学生制作スペース、授業スペース、倉庫
大学院棟	作業室、院生室、教員室、助手室、会議室
研究棟	教員室
管理棟	学長室、事務局、情報センター、大会議室
附属図書館	閲覧室、書庫、会議室
運動場	体育館、グラウンド、テニスコート
厚生棟	食堂、売店、ラウンジ
サークル棟	学生共用室、作品保管庫

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	商業ビル、地元企業社屋、空き家等を活用し、学生や教員の教育研究成果である作品の学外展示等に利用できるスペースを確保している。
改善を要する点	多様化する学生ニーズに対応した創作活動スペースのさらなる確保

番	関係法令等	関連資料
号	大学設置基準	
1	第三十四条(校地) 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。 ※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること	・秋田公立美術大学HP キャンパスマップ ・履修の手引き (皿大学の施設) ・認証評価共通基礎データ
2	第三十五条(運動場等) 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。	同上
3	第三十六条(校舎) 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。 2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。 3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。 4 夜間において授業を行う学部(以下「夜間学部」という。)を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。 ※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること ※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること	同上
4	第三十八条(教育研究上必要な資料及び図書館) 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。 2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たつて必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力に努めるものとする。 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。 ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること	・秋田公立美術大学学則 第4条(附属図書館) ・図書館運営規程 ・図書館利用規程 ・秋田公立美術大学HP キャンパスマップ ・認証評価共通基礎データ
5	第四十条 (機械、器具等) 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。 ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること	・財産管理規程 ・秋田公立美術大学HP キャンパスマップ

③については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令(令和4年9月30日文部科学省令第34号)附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。 一この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定

(以下省略)

ホ 事務組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 教育研究実施組織

本学では、定款第19条により大学(大学院を含む。)の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究審議会を設置している。

教育研究審議会は、学長兼理事長、副理事長および副学 長、学部長、研究科長、学長が指名する教員で構成され、中 期目標について市長に申し述べる意見、中期計画、年度計 画、市長の許可・承認事項、自己点検・評価、基本方針等に おいて教育研究に係るものや、教員の人事・評価、教育課程 の編成等教育研究の重要事項について審議を行う。

また、教務委員会、入試委員会、広報委員会、学生生活委員会等の学内委員会を設置し、教員および事務職員が構成員となって相互に連携を図っている。

さらに、学則第6条および秋田公立美術大学事務組織規程 第2条に基づき、大学の事務を遂行するために、総務課、学生 課および企画課で組織する事務局を設置しているほか、教育 研究に必要な環境を整備するため、国際交流センター、キャリ アセンターおよび情報センターを設置している。

2 厚生補導の組織

本学では、学生の厚生・補導、保健管理、課外活動、団体、 奨学金、その他学生生活に関することを審議する学内組織と して、秋田公立美術大学学生生活委員会規程に基づき、教員 と事務職員を委員とする学生生活委員会を設置している。

学生生活委員会では、毎年、卒業年次の学生を対象として 全学的に実施している学生満足度調査の学生生活に関する 調査結果や学生会からの要望等を検証し、クラス担任による面 談時期の早期化、親睦目的の新入生ワークショップの開催、 売店の充実など厚生・補導の充実に向けて取り組んでいる。

また、第2期中期計画に基づき、多様化する学生ニーズに 迅速に対応するため、学生生活実態調査を実施し、奨学金制 度、学生相談室の充実等よりきめ細やかな支援を提供すること ができる体制の整備を推進している。

特に、学生のメンタルヘルスへの対策には力を入れており、 学生生活を送る上で、困ったことや悩みごとがあった時に、気 軽に相談できる学生相談室には、社会福祉士の資格を有する キャンパスソーシャルワーカーが常駐し、学生生活全般に関し ての相談に対しアドバイスを行っているほか、臨床心理士を2 人に増員し、専門的な見地からカウンセリング・アドバイスを行っている。

3 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制

本学では、志望する進路に向けて適切な支援を行うことで、 学生のキャリア形成支援を促進し、本学の教育研究の成果を 広く社会に還元できる人材を育成することを目的に、学則第5 条および秋田公立美術大学キャリアセンター規程により、キャ リアセンターを設置している。キャリアセンターは、学長の命を 受けて、教員の中から選考されたセンター長が運営することと され、職員の事務長をはじめ教職員が一体となって、キャリア 教育、キャリアガイダンス、求人企業等の開拓、インターンシッ プ、キャリアカウンセリング等に取り組んでいる。

キャリアセンターでは、毎年実施する進路アンケートや3年に一度実施する卒業生・就職先アンケート等の結果を踏まえ、キャリア支援を企画し実施している。具体的には、就職関連情報やポートフォリオ等に気軽に触れられるキャリアラウンジの設置、就労・実務体験を通じて進路をより具体的にイメージすることを目的とした「インターンシップ」の導入(1~3年次の選択科目)のほか、SPI対策、応募書類添削、面接対策、ポートフォリオの作り方などの実践的な個別指導、就職スタートアップガイダンス、業界研究セミナー、個別・合同企業説明会など、入学時から卒業に至るまで一貫したきめ細かな進路選択に関わる支援・ガイダンス・セミナー等を実施している。

また、芸術系大学である本学は、作家志望の学生も多いことから、キャリアデザインの授業で起業に関する講義や先輩作家、若手実業家等による講義を開講しているほか、行政機関・他大学と連携したスタートアップ・イノベーション関連のセミナー等の積極的な周知に努めている。

さらに、地元企業等(法人 146 団体、個人 24 人。2024 年5 月1日現在)からなる本学の支援組織「あきびネット」と連携し、 進路・就職等に関する情報交換会の開催、インターンシップの 受け入れ、学生作品の企業社屋への展示、「あきびネットファンド」(奨学金制度)の運営等の支援を行っている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価基準に適合していると考えられる。
優れた点	
改善を要する点	_

番	関係法令等	関連資料
号	大学設置基準	
1	第七条(教育研究実施組織等) 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たつては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。 3 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 4 大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に保る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 5 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。 6 省略	 ・公大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大
	大学院設置基準	
2	第八条(教育研究実施組織等) 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。 3 大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 4 大学院は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、当該大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 5 省略 6 省略 7 省略	・秋田公立美術大学学学 則 ・秋田公立美術大学大学院研究科委員会規程 ・秋田公立美術大学子生生活会規程 ・秋田公立美術大学学生生活委員会規程 ・秋田公立美術大学展示・発表 委員公立美術大学展示・発表 委員公立美術大学展示・発表 を登り出程 ・秋田公立美術大学展示・発表 を登り出程 ・秋田公立美術大学院修 ・世課程における研究指導に関する細則 ・秋田公立美術大学院博 ・世課程における研究指導に関する細則

本業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 3つのポリシーの策定

本学では、4つの基本理念に基づき学則および大学院学 則で目的を定め、この実現に向けて3つのポリシーを策定 している。

多様な価値が共存し、刻々と変化する社会の中で、アーティストやデザイナーとしてグローバルに活躍するためには、現代の芸術領域の多元性を理解することに加え、異なるルーツを持つ相手や社会と、互いの価値を交換・共有しながら、地域や社会のアイデンティティを創出する力が必要とされている。本学のディプロマ・ポリシーは、美術の社会的役割を捉え、新しい芸術表現の模索と発信を行い、設立団体の秋田市が目指す「芸術文化の香り高いまちづくり」を推進するために、大学の理念に基づく教育の成果として、「従来の芸術を理解し、それを新しい芸術として再創造できる能力」、「文化の多様性を受け容れ、芸術において異文化と共存できる能力」、「グローバルな視野に立ち、国際的な舞台に挑戦できる能力」、「芸術の新しい知見によって、地域社会の発展に貢献できる能力」を身に付け、かつ所定の単位を習得した学生を卒業認定している。

このディプロマ・ポリシーを踏まえ、本学では、次の4つの方針により、カリキュラム・ポリシーを定めている。

- (1) 本学の教育課程は、「教養科目」、「専門科目」、「キャリア教育科目」、「教職課程科目」および「博物館学芸員課程科目」で構成する。教養科目では、グローバルな視野や多元的な視点で物事を捉える力を養い、専門科目では、芸術に関連する基礎的な理論と技術を横断的に学び、表現の広がりや新たな発想へと繋げる事を目標とする。
- (2) 1・2年次は、導入科目で基礎技術を修得し、「現代芸術論」で分野を横断的に学ぶと同時に、「現代芸術演習」で多くの素材や技法を体験する。さらに教養科目の歴史と文化や、美術理論・美術史科目を学ぶ事で、グローバル人材の育成に必要な文化の多様性や価値を学ぶ。
- (3) 2年次後期からは各専攻に所属し、専攻の演習を通してフィールドワークやグループワークを行い、地域の伝統や文化を理解し、アート・デザイン等の専門知識を培いながら、まちづくりや作品制作に活かす。さらに各専攻の実践的・発展的な知識と技法を体系的に学び、4年次後期は学習成果の集大成として卒業研究を行う。
- (4) 卒業後の社会人・職業人に求められる教養やスキルを養うため、「キャリア教育科目」をおき、各学生のキャリア形成へと繋げる。また、教員および博物館学芸員の育成のため「教職課程科目」および「博物館学芸員課程科目」をおく。

アドミッション・ポリシーでは、4つの目的意識を持った学生の受入を基本方針としており、また、入学前に習得しておくべき基礎学力や実技能力を明示しているほか、4つの選抜区分を設けて、それぞれの区分で求める人材像を明確に定め、コミュニケーション能力、独創性、探求意欲等に優れた個性豊かな学生を受け入れることとしている。

3つのポリシーは、本学のウェブサイトで公表するとともに、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは 在学生に配布している「履修の手引き」に、アドミッション・ポリシーは受験生に配布する「入学者選抜要項」等に 掲載し、広く周知に努めている。

2 3つのポリシーの一貫性等の確保

2016年3月31日付けで中央教育審議会大学分科会大学教育部会から3つのポリシーの策定および運用に関するガイドラインが発出され、学校教育法施行規則第165条の2第2項に規定する2つのポリシーにアドミッション・ポリシーを加えた3つのポリシーについて、一貫性の確保が求められていることを踏まえ、本学では、学長からの指示・指名により、2018年度に学部長、研究科長、関係する委員会の委員長等による「教学マネジメント会議」を開催し、大学の理念の実現に向けて3つのポリシーに一貫性・整合性・関連性が十分に確保されているか検証を行っている。

この結果、学部のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを踏まえて大学の理念を盛り込んだ表現としたほか、学部のディプロマ・ポリシーは、大学院との連携を視野に「複合」のキーワードを挿入し、学部のアドミッション・ポリシーに、受入の基本方針のほか入学前に修得しておくことを期待する内容、入試選抜ごとに求める人材像を追加した改定案を策定している。3つのポリシーは、この改定案に基づき2018年度第8回教育研究審議会の審議を経て改正され、2019年度から適用されている。

3 3つのポリシーの一貫性等に関する再点検

本学では、前述のとおり、2018年度に3つのポリシーの一貫性等の検証を行っており、これを踏まえて改正されたポリシーの下で、地方独立行政法人法に基づく第2期中期計画(計画期間:2019年度~2024年度)を迎えている。同様のスパンで、2025年度からの第3期中期計画開始に向けて、2024年度中に、改めて3つのポリシーの一貫性等に関する再点検の実施を予定しており、各ポリシーに基づき実務を行う教務委員会、入試委員会等の関係委員会も加わった全学的なスキームにより実施することを検討している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。	
優れた点		
改善を要する点		

番	関係法令等	関連資料
号	学校教育法施行規則	
1	第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程(大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻)ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。 一 卒業又は修了の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たつては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。	・秋田公立美術大学HP 美術学部3つのポリシー 修士課程学生募集要項 博士課程学生募集要項

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 教育研究活動等の公表

本学では、学校教育法第113条および学校教育法施行規則第172条の2第1項の規定に基づき、教育研究活動等の状況について、在学生、受験生、卒業生、地元企業、行政機関、他大学その他のステークホルダーの利便性を考慮し、本学のウェブサイトに設けてある情報公開のページにさらに専用ページ「教育情報の公表(法定事項)」を設け、一括して公表している。

学校教育法施行規則第 172 条の2第3項の規定に基づく大学院の学位論文に係る評価基準については、入学時のガイダンスの際に配付する「履修の手引き」に記載するとともに、当該手引きを本学ウェブサイトに掲載し公表している。

教育職員免許法施行規則第22条の6に基づく教員養成の 状況に関する情報の公表については、本学ウェブサイトに情報を掲載し公表している。また、在校生に対して、教員採用試験の動向や教育実習の体験談などの情報を提供するため、教育課程を所管する美術教育センターが「教職支援室だより」を発行している。

なお、上述のとおり、本学ウェブサイトには、情報公開のページが設けてあり、定款、学則、教授会・学内委員会、教育・研究、学生生活、国際交流などの各種規程類、学部と大学院の3つのポリシー、財務諸表や決算報告書など財務状況に関する資料、科研費などの外部資金や研究支援等を目的とした本学独自の研究経費を使用した研究概要、大学・大学院の設置認可申請書類等を掲載し、積極的に公表している。また、学校教育法に基づく自己点検・評価結果および大学機関別認証評価結果や、地方独立行政法人法に基づく年度計画等に対する業務実績・評価結果、設立団体が設置した秋田市公立大学法人評価委員会による評価結果についても、大学ウェブサイトに専用ページを設けて公表している。各教員の研究活動等についても、紀要のほか、大学ウェブサイトの教員紹介ページに掲載している。

2 学生が修得すべき知識および能力に関する情報の公表

本学における学部の授業科目は、教養科目、キャリア教育科目、専門科目、教職課程科目および博物館学芸員課程により構成されている。各授業科目の目的、位置付け、他の科目との関連性、資格取得に必要な習得単位数・科目・配当年次、教育実習等のスケジュール等の情報を掲載した「履修の手引

き」を作成し、入学時のガイダンスの際に配布しているほか、本学ウェブサイトでも公表している。「履修の手引き」には、秋田県内6大学が秋田県や県内経済団体等と連携して実施する独自の認証制度「秋田おらほ学認証」の紹介と、認証取得に必要な授業科目の情報も掲載されている。

3 情報公表体制の整備

本学では、秋田公立美術大学広報委員会規程に基づき広報活動等を所管する広報委員会を設置しており、本学の特色ある教育研究活動の積極的な発信や公開を戦略的かつ効果的に展開するため、広報戦略基本方針を定め、これに基づき教育、研究、社会貢献活動等の情報発信を行っている。

主な情報媒体は、大学案内、学報、紀要、本学ウェブサイト、本学公式のSNS(X、Facebook、Instagram、YouTube)のほか、本学の設立団体である秋田市発行の広報紙の情報掲載コーナーや、包括的連携協定を締結している地元ケーブルテレビのテレビ番組がある。本学では、動画の撮影・編集を専門とする教員が在籍するため、オープンキャンパスをオンライン形式で開催した2020年度は、バーチャルキャンパスツアー等の動画を制作し公開したほか、2022年度からはオープンキャンパス等のライブ配信を行っており、本学の専門性を活かした情報発信に努めている。

4 卒業・修了展等の一般公開

本学では、例年2月に、秋田駅周辺の秋田県立美術館、秋田市文化創造館、秋田市にぎわい交流館 AU 等を会場に、学生における教育研究の集大成である卒業・修了制作の展覧会を開催し、学生や大学関係者のみならず一般公開も行い、その成果を広く公表している。また、学生や教員による専攻展、学内選抜展、グループ展等も大学施設や学外施設を会場に多数開催しており、学外施設を会場とする展覧会は一般公開も行っている。

このほか、2023年7月には、開学10周年記念事業の一環として、約1か月にわたり、本学の教育研究を特徴付ける「領域横断」「越境」の視点から、特に優れた学生、教員、卒業生等の作品やプロジェクトを紹介し、10年間の教育研究の成果を地域の方々と共に振り返る展覧会を秋田市文化創造館で開催している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	_

番	関係法令等	関連資料
号	学校教育法	
1	第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を 公表するものとする。	・秋田公立美術大学HP 教育情報の公表
	学校教育法施行規則	
	第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 関すること 三 教育研究上の基本組織に関すること 三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学 者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画(大学設置基準第十九条の 二第一項(大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。)、専門 職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学 設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により 当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目(次号において「連携開設科目」とい う。)に係るものを含む。)に関すること 大学修の成果に係る評価(連携開設科目に係るものを含む。)及び卒業又は修了の認 定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 人 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	 ・秋田公立美術大学HP 教育情報の公表 ・教育職員免許法施行規則第 22 条の6に基づき公表する教員 養成の状況 ・教育職員免許法施行規則第 22 条の8に基づく教職課程等の 状況に関する自己点検・評価結 果
2	九 大学が行う学生の他の大学が領域する資用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育 法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求 められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力 の状況についての情報を公表するものとする。	非該当
	3 大学院(専門職大学院を除く。)を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。	 ・大学院履修の手引き(抜粋) 8 修了要件(P5) ・大学院履修の手引き(抜粋) Ⅱ学位審査基準等について 2 修士課程学位審査日程 および修了要件について(P24) 3 博士課程(論文)学位審
		査日程および修了要件に ついて (P34) 4 博士課程(論文および制作・活動) 学位審査日程および修了要件について (P36)
		 ・秋田公立美術大学リポジトリ 運用規程 ・秋美リポジトリ ・秋田公立美術大学研究紀要 ・秋田公立美術大学広報委員会 規程
		 大学案内 2025 秋田公立美術大学オープンキャンパスサイト 自己点検評価 広報あきた

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 自己点検・評価の実施

本学では、学則において「本学は、教育研究水準の向上 を図り、本学の目的および社会的使命を達成するため、教 育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、 その結果を公表する。」と定めており、内部質保証を効果的 かつ組織的に実施するため、公立大学法人秋田公立美術大 学自己評価委員会規程に基づき同委員会を設置して、全学 的な自己点検・評価の実施に取り組んでいる。本学では、 定款に基づき理事長が学長を兼務すること、また、教育研 究水準の向上を図る最上位のスキームは、地方独立行政法 人法に基づく中期目標の達成に向けた中期計画・年度計画 の策定・履行および業務実績・評価による法人運営であり、 この確実な履行により大学運営の自己点検・評価の実施も 併せて達成可能なこと、加えて、法人運営と大学運営を効 率的かつ統合的に行う観点から、地方独立行政法人法に基 づく業務実績・評価と学校教育法に基づく自己点検・評価 を一体的に実施している。このため、業務実績・評価をは じめ大学の教育研究に関する重要事項を審議するため法 人に設置する教育研究審議会は、学長(兼理事長)および 副理事長のほか、副学長、学部長、研究科長および学長が 指名する7人以内の教員で構成することとし、これによっ て、同審議会において、大学運営の視点に基づく自己点検・ 評価の実施をも可能としている。両者の一体的な実施に当 たっては、自己評価委員会からの指示に基づき、各学内委 員会等が所管業務について年度計画で定めた取組事項に 関する業務実績・評価案兼自己点検・評価案を作成し、自 己評価委員会がその報告を受けて妥当性・客観性・数値目 標の達成状況の審議を行い、必要に応じて記載の加除修正 や評価の見直しにより全学的な統制を取っている。自己評 価委員会の審議を経た当該案は、経営審議会、教育研究審 議会および理事会の議を経て確定し、その結果は、本学ウ ェブサイトに掲載して公表している。

2 認証評価の受審

学校教育法第 109 条に規定されている認証評価について、本学では、2018 年度に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審しており、当機構が定める大学評価基準を満たしているとの適合認定を受けている。

なお、認証評価結果は、大学としての説明責任を果たす ため本学ウェブサイトに掲載し公表している。

3 組織的な研修等

本学では、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教育研究審議会の下部組織として、公立大学法人秋田公立美術大学FD・SD委員会規程に基づきFD・SD委員会を設置しており、各種研修会等を実施している。教職員および助手を対象に、教育水準の向上に努めることを目的としたFD研修会を毎年実施し、ダイバーシティの推進、障がいのある学生への対応や支援など、本学の状況や世情を踏まえた研修テーマを設定している。また、効果的かつ効率的な指導方法等のノウハウを全学的に共有し、教育の質の底上げを図るため、教員相互による授業参観や授業研究会を実施している。

このほか、他の学内委員会等による取組も実施されており、研究不正防止推進委員会は、公正な研究活動の推進を図ることを目的に研究倫理教育研修会を実施しているほか、適正な研究費の執行を図ることを目的にコンプライアンス研修も実施している。また、教員と助手に日本学術振興会が提供する研究倫理eラーニングコース(eLCoRE)を2年に1回受講することを義務付けている。さらに、研究不正防止推進委員会と社会連携委員会との共催により、芸術分野に造詣が深い弁護士を講師に招き、著作権を中心とした知的財産権や、研究・教育活動における生成系AIとの関わり方に関する研修会を開催している。

事務職員については、公立大学協会をはじめとした学外 主催の研修会等に積極的に職員を派遣し、オンラインによ る研修も活用し、大学職員として必要な知識の習得、資質 の向上に取り組んでいるほか、設立団体の秋田市が主催す る各種研修会を事務職員が受講できる制度を整備してい る。

4 学習成果の把握

本学では、学習成果を把握するための取り組みとして、 毎学期末に、開講した全科目について学生を対象に授業アンケートを実施しており、教員に結果をフィードバックするほか、基準以下の評価であった科目の教員に対して授業 改善計画書の提出を求めている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	

	- / 肉がなりずにがかりの肉を食作	BB (本)
番	要要要要要要要要要要要要要要要要要要要要要要要要要要要要要要要要要要要要要	関連資料
号	学校教育法	
	第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項及び第五項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。 ② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りで	· 秋田公立美術大学学則 第2条(自己評価等) · 秋田公立美術大学 H P 自己点検評価
1	ない。 ③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。 ④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準(前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。)に従つて行うものとする。 ⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況(第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。)が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。	
	(1) 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定(次項において「適合認定」という。)を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。 (7) 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。	
	大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。 学校教育法施行規則	
	第百五十二条	非該当
2	学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の 運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しな ければならない。	
3	第百五十八条 学校教育法第百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の 運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しな ければならない。	非該当
4	第百六十六条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨 に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。	·公立大学法人秋田公立美術 大学自己評価委員会規程
	大学設置基準	
(5)	 第十一条(組織的な研修等) 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(次項に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。 大学は、指導補助者(教員を除く。)に対し、必要な研修を行うものとする。 	・公立大学法人秋田公立美術 大学職員就業規則 第40条2項 ・公立大学法人秋田公立 美 術大学FD・SD委員会規 程 ・FD・SD活動実績一覧 ・TAガイド
	大学院設置基準	
	第九条の三(組織的な研修等)	同上
6	大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(次項に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。 2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。 3 大学院は、第十二条第二項の規定により授業科目について補助する者(教員を除く。)に対し、必要な研修を行うものとする。	, o
	法令外の関係事項	
7	学習成果 学生の学習成果を適切に把握する取組みを行っているか。	・秋田公立美術大学HP <u>アセスメント・ポリシー</u> ・学生による授業アンケート 実施要項

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 財務の状況

過去3か年度における本法人の収支の状況は、表1のとおりであり、経常収益は常に経常費用を上回っている。経常費用のうち人件費の占める割合は、約66%前後となっており、過大にならず安定的に推移している。

収入の状況は、表2のとおりであり、収入の約75%前後を運営費交付金が占めており、授業料・入学料等が約17%前後と続き、これらの割合も安定的に推移している。

積立金の推移は、表3のとおりであり、教育研究の推進や学生生活の充実を図るための施設設備、備品等の整備や中期計画上の重点的取組事項に充当する目的積立金が安定的に増加している。

表1:収支の状況

(単位:千円)

2011			(4/
区 分	2020年度	2021年度	2022年度
経常収益	1,469,023	1,515,832	1,543,779
経常費用	1,398,303	1,416,356	1,488,390
うち人件費	933,140	938,605	974,403
(割合)	(66.7%)	(66.3%)	(65.5%)
経常利益	70,720	99,476	55,389
当期純利益	86,452	113,230	78,403

※損益計算書より

表2:収入の状況

(単位:千円)

区 分	2020年度	2021年度	2022年度
運営費交付金	1,106,713	1,167,297	1,166,094
(割合)	(75.5%)	(76.7%)	(74.5%)
授業料•入学料等	257,605	264,203	269,426
(割合)	(17.6%)	(17.4%)	(17.2%)
補助金	62,049	44,716	67,900
目的積立金取崩	16,546	27,846	31,137
受託研究等事業	19,046	17,338	26,973
寄附金	3,037	900	2,911
合 計	1,464,996	1,522,300	1,564,441

※決算報告書より

表3:積立金の推移

(単位:千円)

No.18-7-18-1			(1 1 1 1
区 分	2020年度	2021年度	2022年度
目的積立金	26,298	72,590	146,200
前中期目標期間 繰越積立金	63,374	56,960	43,540
積立金	0	18,728	40,630
合 計	89,672	148,278	230,370

※貸借対照表より

※積立金は、コロナ禍で中止となった事業の余剰金である。

2 教育研究費の確保

本学では、開学 10 周年記念事業として、経済的理由により 修学が困難な学生の支援やグローバルに活躍できる学生の育 成など、教育研究環境の整備充実を図り、未来を志向し果敢 にチャレンジする新世代の育成・支援に取り組むフューチャ ー・アーティスト基金を創設している。地元企業や卒業生など から広く寄附金を受け入れ、表4のとおり、2024 年3月末現在 で19,169,000 円を受け入れており、コロナ禍で望んでいたよう な活動ができなかった学生への学外活動費の助成、奨学金給 付までの繋ぎ融資、留学等に要する渡航費の助成など教育研 究や学生生活への支援に取り組んでいる。

教員・助手の研究費は、表5のとおり、全教員・助手に配分する教育研究費のほか、科研費等の外部資金の獲得に向けた萌芽的研究等の支援を目的として、審査結果に基づき配分する競争的研究費を確保しており、配分を受けた者は、翌年度の科研費等に申請することを義務付けている。

また、現代芸術の新たな方向性の探究や芸術領域の創造、 未だ知られぬ価値・可能性を有する文化的資源の発掘などを 通じて、秋田から世界に向けた「美の情報発信」を掲げる芸術 表現企画事業費も確保している。

※2022 年度の芸術表現企画事業費に採択された「秋田8mm フィルム・アンソロジー」は、各家庭で忘れ去られていた8mmフィルムを昭和期の庶民の生活や風俗を活き活きと伝える 社会資産と再認識して、市民のニーズに応えられるアーカイ ブズ構築に取り組んだ画期的な研究である。

表4:フューチャー・アーティスト基金

区 分	内 容	備考
募金受入額	19,169,000円	2021年12月~
募金件数	231件	企業113件、個人118件

※2024年3月末現在

表5:研究費の確保状況(2023年度実績)

X 5 1 1/1 / 1 2 X 1 PE / 1 V V V C C C C C C C C C C C C C C C C					
区分	金 額	採択件数	備 考		
教育研究費	16,300千円	全教員 ·助手	配分額:教員300千円 助手100千円		
競争的研究 費	7,400千円	15件程度	次年度の科研費等 の申請を義務付け		
芸術表現企 画事業費	3,000千円	1件	秋田から世界に向け た「美の情報発信」		
合計	26,700千円	_	<u>-</u>		

自己評価結果	以下の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価基準に適合していると考えられる。	
優れた点		
改善を要する点		

番	関係法令等	関連資料
号	大学設置基準	
1	第四十条の三(教育研究環境の整備) 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究に ふさわしい環境の整備に努めるものとする。	· 秋田公立美術大学HP 財務諸表 決算報告書 監査報告書
	大学院設置基準	
2	第二十二条の三(教育研究環境の整備) 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	同上

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 ICT環境の整備

本学では、学則第5条の3に基づき、情報環境の整備および 運用を行うための組織として情報センターを設置している。学 生への連絡、授業に関する情報提供・共有の手段として、学内 ウェブメール (Deepmail) およびポータルサイト(キャンパスプ ランポータル)を整備しているほか、学内ウェブメールで学生お よび教職員の全員にアカウントを付与しており、このアカウント は、外部とのやり取りにも利用可能となっている。学内のネット ワーク環境に関しては、2013年度から全学において利用可能 なWi-Fi環境を整備しており、各種情報の取得、作品制作、オ ンラインによる講義の受講等に役立てている。2023 年度から は、Google Workspace for Educationの全学的な利用を 開始しており、課題の提出や、情報の共有に活用している。ハ ードウェアに関しては、M1チップ搭載 iMacおよびプロユー スに対応した複合機が利用可能なコンピューター室を4部屋 整備している。iMacに関しては、Adobe CreativeCloudで 利用可能な全てのソフトをインストールし、本学学生であれば 常時制作活動に活用可能な環境を整えている。

2 学生支援

(1) 学習·生活·就職支援

新入生オリエンテーション、在学生ガイダンス、専攻選択に関するガイダンス、教職課程・博物館学芸員課程ガイダンス等を実施し、履修方法、学生生活、研究活動、進路支援等について説明・指導を行っている。

1・2年次は、各3クラス(1クラス約35人)に分け担任1人と副担任2人を配置し、3・4年次は、各専攻所属の指導教員を配置している。教員によるオフィス・アワーも設け、学生が相談しやすい環境の整備に努めている。

毎年、定期健康診断を実施しているほか、学校医を委嘱するとともに、保健室や相談室に看護師1人、社会福祉士1人、 臨床心理士2人(非常勤)を配置し、心身の健康保持等についての相談に応じている。

学生会へのヒアリングや4年生を対象とした学生満足度調査 等により多様化する学生ニーズの把握に努めている。

課外活動の支援については、サークル棟、体育館、テニスコート、講義室、実習室、パソコン室、レストハウス、スタジオ、「アトリエももさだ」等の施設を提供し、サークルの顧問として専任教員 1 人を配置し、学生の指導や施設利用許可等への対応

に当たっているほか、大学の後援会が、サークル運営、学生会 活動、大学祭、課外作品展、資格取得、進路就職活動等への 助成を実施している。

進路・就職については、2017 年4月にキャリアセンターを設置し、学生のキャリア形成に向け、エントリーシート、面接、試験対策、企業研究等の指導を行うほか、インターンシップ受入先の開拓等のサポートを行っている。

(2) 特別な支援

心身に支障を来している学生の早期把握、個別支援等に努め、授業日数の5分の1を欠席した学生について速やかに「授業欠席学生連絡票」を作成し情報を共有しているほか、障がいがあり特別な支援が必要な学生への合理的配慮、チューター等による外国人留学生への支援等の対策を講じている。

個別相談・支援を通じて得た学修や学生生活に関するニーズ等は、保健室や相談室も含めた学生生活委員会等で集約し、全学的な情報共有に努めている。

ハラスメント対策については、ハラスメント防止等対策委員会を設置し、公立大学法人秋田公立美術大学ハラスメントの防止等に関する規程に基づき対応する体制を構築している。

(3) 経済的支援

本学では、修学に係る経済的負担を軽減するため、公立大学法人秋田公立美術大学学生納付金規程等に基づき、学部、大学院ともに授業料の減免、分割徴収および徴収猶予を行っている。

また、学習意欲の一層の向上も兼ねた経済的支援として、 秋田公立美術大学奨学金給付規程に基づき、本学独自の奨 学金を整備しており、前年度の成績優秀者(2・3年次生は3人 以内、4年次生は6人以内)を特待生として理事会で選考し、 奨学金 10 万円を給付しているほか、大学院に入学した者のう ち、入学試験時の成績が優秀な学生3名に対し、奨励金 20 万 円を給付している。

このほかにも、フューチャー・アーティスト基金の創設により 海外留学費助成、特待生制度、創作・課外活動等表彰、各種 プロジェクトツアー支援、生活支援金貸付、学生生活支援、 「大森山動物園」入園料無償化等の支援を実施している。さら に、「美術館年間パスポート」の無償交付や、コロナ禍で苦しむ 学生へのクオカード等の給付、PC・就職活動グッズの貸出、学 内へのフードバンクコーナー設置等により経済的に困窮する 学生の活動支援を行っている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。	
優れた点		
改善を要する点	_	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番	要求	関連資料
号	関係事項	
1	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	・秋田公立美術大学HP キャンパスマップ ・秋田公立美術大学情報セン ター規程
2	学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	・秋田公立美術大学学生生活 委員会規程 ・秋田公立美術大学キャリア センター規程 ・秋田公立美術大学国際交流 センター規程 ・公立大学法人秋田公立美術 大学ティーチングアシスタ ントに関する規程 ・秋田公立美術大学HP 学生生活支援 ・秋田公立美術大学サークル 棟の使用および管理に関す る規程 ・あきびネット
3	学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	・秋田公立美術大学HP 学生生活支援 ハラスメント相談 障害を理由とする差別の解 消の推進に関する教職員対 応要領の公表 ・公立大学法人秋田公立美術 大学ハラスメントの防止等 に関する規程 ・公立大学法人秋田公立美術 大学ティーチングアシスタ ントに関する規程
4	学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	・公立大学法人秋田公立美術大学学生納付金規程 ・秋田公立美術大学奨学金給付規程 ・秋田公立美術大学学生の留学等に関する規程 ・秋田公立美術大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会規程 ・ ・アーティスト基金規程 ・ あきびネット
⑤	設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部 科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	非該当

Ⅱ「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

本学では、教育研究水準の向上を図り、本学の目的および社会的使命を達成するため、秋田公立美術大学自己評価委員会を設置し、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行うこととしており、学長を当該委員会の委員長として、効果的かつ組織的な内部質保証の実施に取り組んでいる。本学における自己点検・評価は、地方独立行政法人法に基づく年度計画の策定から業務実績・評価のスキームを活用しており、自己評価委員会が中心となって、年度計画の策定(Plan)、これに基づく事業の実施(Do)、業務実績の評価(Check)、改善(Action)により、教育研究活動等の状況把握から改善までのPDCAサイクルを廻している。

一方、本学の教育研究に関する重要事項を審議することを目的に、定款第19条に基づき、学長を議長として、副理事長、副学長、学部長、研究科長等で構成される教育研究審議会を設置している。月に1度開催する本審議会では、教員の公募・採用、入学試験、受託事業・研究の受け入れ等のほか、以下の取組事例で紹介するアンケート調査に基づく学修成果の把握・分析と改善措置、新カリキュラム原案、学長プロジェクト研究費の配分等についても審議・報告がなされ、各学内委員会等が実施する教育研究活動等の個々の取組の質保証を図り、成果や課題等を学内で共有し、関係委員会等との連携による効果的かつ効率的な改善を促進する役割を担っている。

このように、本学では、自己評価委員会が年度計画に基づいて年度単位で全学的なPDCAの実施を推進するとともに、教育研究審議会が教育研究活動等における個々の取組の効果の最大化と効率化を図ることで、教育研究水準の向上に取り組んでいる。

なお、当然ながら、各学内委員会等が、所管する教育研究活動等について年度計画に基づき自らPDCAサイクルを廻し教育水準の向上に努めており、関係委員会等と連携し、授業改善や学生生活支援などで成果を上げている。

ここでは、本学の自己分析活動の具体例として、5事例 を紹介する。

「ディプロマ・ポリシーに係る学修成果の把握と教育改善の取組」は、学生課とキャリアセンターが個々に実施するアンケート調査の結果を活用し、教育研究審議会でこれ

らを比較・分析し、本学のディプロマ・ポリシーの達成度 と課題を把握の上、改善に向けて基礎教育センター準備室 による新カリキュラム原案の作成や、国際交流センターに よる助成事業の拡大等に取り組んでいる例である。

「授業改善による教育の質向上への取組」は、FD・SD委員会が、コロナ禍による遠隔授業の導入、本学の課題である総合的基礎力の向上および見直しが必要であった授業の内容・実施方法等の改善について、関係委員会等と連携の上、取り組んでいる授業研究会のほか、全開講科目に対する学生からの他者評価によって、教員の自発的な授業内容の充実等を図り、一定以下の評価結果が示された場合は教員に授業改善計画書の提出を課す授業アンケートにより授業改善に取り組んでいる例である。

「アンケート調査に基づく教育改善の取組」は、各種アンケート調査から、授業内容の改善のほか、学生ニーズに応える学内施設・設備の利活用と整備、卒業生とその就職先からの意見に基づくキャリア教育の充実について、教育研究審議会で審議を行い取り組んでいる例のほか、学生の生活実態を踏まえて総合的な学生支援に取り組むため、メンタルヘルス支援、学生生活委員会の新設、ダイバーシティへの理解促進に取り組んでいる例である。

「1・2年次の基礎教育の再編による総合的基礎力の向上に向けた取組」は、本学が抱える課題の1つを総合的基礎力の向上と分析し、基礎教育センターの開設、新たな基礎教育プログラムの導入およびカリキュラム改正に向けて、同センター準備室を設置の上、関係委員会と連携を図り取りまとめたカリキュラム原案について、教育研究審議会で審議を行い、また、本学の創作の基礎となるフィールドリサーチを取り入れた新たな授業科目を試行的に開設するなど具体的な改革を進めている例である。

「研究推進および外部資金獲得に向けた取組」は、第2期中期計画の重点項目の実現に向けて、研究者の意欲喚起と教育研究の活性化を図るため、教育研究審議会等の審査を踏まえて学長プロジェクト研究費の配分を行っているほか、外部資金獲得に向けたサポートを行うため、企画課が年度計画に基づくPDCAサイクルを不断に廻して、外部専門機関による講師を招いた勉強会や研究計画書の添削指導などサポート体制の拡充を図っている例である。

2) 自己分析活動の取組み(目次)※学習成果に関する分析の取組み等を1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	ディプロマ・ポリシーに係る学修成果の把握と教育改善の取組【学習成果】	37
2	授業改善による教育の質向上への取組	38
3	アンケート調査に基づく教育改善の取組	39
4	1・2年次の基礎教育の再編による総合的基礎力の向上に向けた取組	40
5	研究推進および外部資金獲得に向けた取組	41

3) 自己分析活動の取組み

3) 自己分	分析活動の取組み
タイトル (No. 1)	ディプロマ・ポリシーに係る学修成果の把握と教育改善の取組
分析の背景	本学が提供するカリキュラム、学生支援、社会連携活動等の一連の教育研究活動によって、ディプロマ・ポリシー(以下「DP」という。)に定める4つの能力を学生が学修できているかを把握するため、教育研究審議会の下、学部4年生、卒業生および卒業生の就職先の3者を対象にアンケート調査を実施しており、その結果は全学で共有の上、関係する学内委員会等が連携し、教育改善に取り組んでいる。
分析の内容	3 者に対するアンケート調査 本学では、開学以降初めての卒業生を輩出した 2016 年度から、毎年、卒業前の学部 4 年生を対象に、学生課が大学運営全験に関する学生満足度アンケートを実施しており、この中で、DPに定める 4 つの能力の学修度合に係る自己評価の調査項目を設けている。これに加えて、2019 年度から 3 年に1度、要後 1 へ3 年が経過した卒業生とその敵職先を対象に、キャリアセンターが社会経験や卒業生の勤務が、況から本学の教育研究活動の成果を把握する卒業生・就職先アンケートを実施しており、この調査でも同様の調査項目を設けている。これにより、学生・卒業生による自己評価のほか、旅職先による客観的な他者評価も加えて比較・分析の上、本やの教育研究活動における課題や把握する出みとなっている。 2 DPに定める 4 つの能力の学修度合 2022 年度の学生による自己評価では、DPが定める 4 つの能力のうち①「従来の芸術を理解し、それを新しい芸術として再創造できる能力」、②「文化の多様性を受け入れ、芸術において異文化と実存でで、お能力、以、③「芸術の新しい知見によって、地域社会の発限に貢献できる能力」について、「身に付いている」と回答した学生が約 85%~90%となっている。これら 3 つの能力が 1 身に付いている」と回答した学生が約 85%~90%となっている。これら 3 つの能力は、関学から間もない調査開始を 2016 年度は、55% 40分に表しいの、大学運営の安定化とともに数値が改造 1 身に付いている」と回答した対している。一方、卒業生の自己評価・就職先の他者評価では、② ② 3の能力が「身に付いている」と回答した割かが「身に付いている」と回答した割かが「身に付いている」と回答とした当体できる人が全輩出する組みが、このキャップを解消すべく取り組んでいく必要がある。また、④「グローバルな視野になし、社会がより、自然を選出する場よから、このギャップを解消すべく取り組んでいく必要がある。また、④「グローバルな視野が成し、とからを選挙があるの%に上まっており、文を放験が著しく制限され、昭学、語学研修、国際交流等に甚大な影響があり、学生の意欲低下も懸念された中、「グローバル人材の育成」と同答した割合、第2% 174.6% 90.1% 65.6% 64.5% 20.00のを発生を発生の能力が「身に付いている」と回答した割合、第2% 174.6% 90.1% 65.6% 64.5% 20.00のを発生を通し、それを新しい表術とした判断である。12.0% 176.5% 184.6% 69.9% 68.9% 69.9% 68.9% 69.9
自己評価	教育研究審議会の下、DPが定める能力の学修度合について学生・卒業生・就職先の3者から把握し 比較・分析する本取組は、学生の主観的な認識だけでなく、社会で求められる水準に達する能力を学修 できているか客観的に把握することが可能となっており、本学が提供する一連の教育研究活動の成果を 把握し、これを踏まえて学内委員会等が連携して改善に繋げるスキームとして有効に機能している。
関連資料	学生満足度アンケート集計結果 (2022 年度)、卒業生・就職先アンケート結果の概要 (2022 年度)、グローバル人材の育成強化等に向けた新カリキュラム原案に係る教育研究審議会資料、2025 年度開設科目一覧、フューチャー・アーティスト基金海外留学等助成事業実施要領

タイトル (No. 2)

授業改善による教育の質向上への取組

分析の背景

FD・SD委員会が、授業改善の取組として、学内委員会と連携の上、タイムリーかつ優先度の高いテーマで授業研究会を実施しているほか、満足度や理解度等に関する学生への授業アンケートを実施し、教員への集計結果のフィードバックのほか、結果に応じて授業改善計画書の提出を求めている。

1 学内委員会と連携した授業研究会による授業改善

FD・SD委員会が、授業の方法や内容に関する教員の共通理解・情報共有・改善促進を図ることを目的に、2017年度から複眼的視点による効果的な授業改善の取組として授業研究会を実施している。授業研究会のテーマは、他の学内委員会と連携を図りながらタイムリーかつ優先度が高いものを選定しており、コロナ禍の始まりである 2020年度は、ICTを活用した遠隔授業の導入が余儀なくされる中、学内に設置された遠隔授業検討WGと連携し、ICTの操作方法に関する情報共有をはじめ、長所・短所の洗い出しや、実習やフィールドワークが重要な美術大学における遠隔授業と対面授業の在り方に関する検討を行っている。2021年度は、学内で取りまとめた「将来構想検討WGの提案【最終報告】」(2021年1月)で、「基礎の力とは何か」について全学的に議論・検証を行い、新たに基礎教育のあり方」をテーマ

に、同センター準備室と活発な意見交換を行い理解促進や共通認識を深め、基礎教育の充実に向けた礎としている。2022年度は、授業内容・実施方法等について改善の必要があった科目「現代芸術論」をテーマに、教務委員会や基礎教育センター準備室と連携して検討を行い、その結果を次年度のシラバス作成に反映しているほか、引き続き2023年度も同テーマを選定し、さらなる授業改善に取り組んでいる。

表1:授業研究会のテーマ

31.000000				
区分		テーマ		
	2020	オンラインによる遠隔授業の成果と課題 美術大学における遠隔授業と対面授業のあり方		
年度	2021	美大における基礎教育のあり方 各専攻等の演習科目の向上		
	2022	現代芸術論 ※情報共有・意見交換		
	2023	現代芸術論 ※改善案の内容検証等		

分析の内容

2 授業アンケートの活用による授業改善

FD・SD委員会が、学部・大学院の前・後期の全ての開講科目を対象に、学生に対する授業アンケートを開学の2013年度から実施している。この授業アンケートは、当初、5問だった授業に関する設問数を2021年度から10問に増やして内容の充実を図っており、授業内容の有用性・理解度・満足度や自由記述のほか、シラバスに沿った授業内容が提供されていたか、興味・関心を引く工夫や分かりやすい教え方(教授法)がなされていたか、課題(レポートを含む。)の量・内容・難易度が適切だったか、不適切な言動がなかったか、授業が定刻どおり行われたかなど、提供した授業を学生の視点から多面的に

適切な言動がなからたが、投業が定刻とおり引われたがなど、気 点検するもので、これらの設問に学生が5段階評価(1~5点) を付す方式となっている。各開講科目における授業アンケート の集計結果は、担当教員にフィードバックし、学生からの他者 評価を把握することで、次年度に向けて自発的な授業改善や授 業内容等のさらなる充実に取り組む機会としている。加えて、 各開講科目の全設問の平均点が3.5未満の場合は、授業内容や 方法に関する改善が必要な授業と捉え、担当教員に授業改善計 画書の提出を求めており、その内容をFD・SD委員会で確認 し、次年度の改善を担保している。これに該当する授業は、例 年、数科目の状況にあり、いずれも次年度の授業評価の平均点 が大きく向上していることから、当該取組によって確実に授業 改善が図られていることを確認している。

なお、授業改善計画書のほか、アンケート全体の集計結果についても、FD・SD委員会で共有し、新たな活用法や分析に繋げる検討を行っている。

表2:評価の平均点が3.5未満の授業数

区分	2021 年度	2022 年度	2023 年度
学 部	0/255	5/257	1/271
大学院	1/23	0/18	0/18

表3:評価の平均点3.5未満の授業の改善状況

Þ	区 分	次年度	の改	善状況
2021年	度大学院授業	3. 33	\rightarrow	4. 17
2022 年	度学部授業①	3. 35	\rightarrow	4. 52
"	学部授業②	3.40	\rightarrow	4. 53
"	学部授業③	2.80	\rightarrow	5.00
"	学部授業④	2.60	\rightarrow	4. 38
IJ	学部授業⑤	2.50	\rightarrow	4. 16

自己評価

授業研究会は、社会状況や本学が抱える課題からテーマを選定し、単なる授業改善のみならず、学内 組織の連携により大学運営への即時的効果も見据えた取組であり、授業アンケートは、学習者本位の教 育を担保する不断の取組であることから、これらは教育の質向上に効果的に寄与している。

関連資料

授業研究会概要報告、将来構想検討WGの提案【最終報告】、学生による授業アンケート実施要項・全体 集計結果(2023 年度)

タイトル (No. 3)	アンケート調査に基づく教育改善の取組
分析の背景	卒業年次の学部・大学院生を対象として、カリキュラムや学生支援体制等に関する学生満足度等アンケートを実施しているほか、学部・大学院の全学生を対象とした学生生活実態調査および本学卒業生とその就職先を対象とした卒業生・就職先アンケートを実施し、教育内容等の改善に取り組んでいる。
分析の内容	1 学生満足度等アンケート (毎年) 本アンケートは、教務、学生生活、進路就職、国際交流、施設整備等の大学運営全般について、学生課が主体となり、関係委員会と連携の上、毎年、質問項目を精査しながら、2016年度(第1期卒業セカら実施している。高い回収率(2022年度学部805~のア、調査結果を各委員会で検証し、対応策を教育研究審議会で審議の上、改善に努めている。主なアンケート結果と改善例は、次のとおりである。・「現代芸術論の位置付けが曖昧」という学生の声 ⇒ 水年度シラバス作成時期に合わせ全事攻長および基礎教育センター準備室長が一同に会し、授業内容、成就評価方法、授業研究会等について情報共有・意見交換を行い授業改善に努めた(2021年度)。・ 中央に両域する前の学部・2 年生に作品制作を行う作業制所が少ない」という学生の声 ⇒ 基礎教育センター準備室が、校舎内の利用状況を踏まえて本件の改善に向け学の調整を進めた結果、地域交流等に供していたスペースを、2023年7月から、学部・2 年次の作業場所としたほか、施設設備委員会が、中長期的なキャンパスの改善計画の中で共通工房化を検討することとした。・ 1学4内の別・1 実現の整備が不十分」という学生の声 ⇒ 情報センターが、2023年度に電波強度の調査を実施し、アクセスポイントを増設し改善を図った。 2 学生生活実能調査(3 年に 1 度)本調査は、多様化する学生ニーズに適切に対応し、きめ細やかで総合的な支援を提供するため、通学、食事、睡眠、授業時間外の過ごし方、経済状況、悩み等の学生生活全般について、当時の学務委員会が、2020年度から実施している、復成には学生活委員会が研管・第2 9 即中期計画に対規の事点単略項目として総合的な支援体制の整備を明記した中で、調査結果を同委員会で研修し、主に次の取組を行っている。メンタルベルス支援の充実を図るため、キャンパスツ・シャルワーカーを新たに配置(2019年度)は会かの大選を指し、主に放の取組を行っている。と2 4 年 4 中 2 2 人体制に増員(2021年度)するとともに、臨床心理士による職員研修(2023年度)し、合理的配慮が必要な学生への対応プローの作成や、学生相談のの指し、の選集を指し、一き場の配慮が必要な学生への対応でコーの作成や、学生相談のの音楽を行った。・ 時がいの有無、文化的相違、生クシャル・マイノリティーを建し始を(2021年度) した。 3 卒業生・就職先アンケート(3 年に1 度) 本アンケートは、卒業生から本学の教育内容等について社会経験を踏まえた意見を調査し、これらを分析することによって、本学が社会から必要とされる人材を育成できびに多から確定がより、ディの理解で通常がよります。1 1 日 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 2 2 2 2 2 2 2 2
自己評価	在校生、卒業生および卒業生の就職先と広くステークホルダーにアンケートを実施し、分析・検証することにより、本学が抱える課題が明確になり、速やかに対応を検討の上、対策の実施と対応結果の公表を行うことで、教育改善に加えて、学生との信頼関係の維持・構築にも繋がっている。なお、今後はアンケートの実施主体間で連携しながら、改善に向けた取組みを検討していくこととしている。
関連資料	学生満足度アンケート集計結果 (2022 年度)、現代芸術論の改善状況、wi-fi 環境の改善状況、学生生活 実態調査集計結果 (2023 年度)、卒業生・就職先アンケート結果の概要 (2022 年度)、 <u>産学連携プロジェクトへの学生参加の例</u>

1・2年次の基礎教育の再編による総合的基礎力の向上に向けた取組
本学では、10 年後(2030 年)を見据えた大学のあり方についてまとめた「将来構想検討WGの提案 【最終報告】」(2021 年 1 月)をもとに、学生の総合的基礎力の向上と時代の変化に対応した教育体制を 構築するため、開学後 10 年間の教育実績と課題を分析・検証の上、基礎教育全般を所管する基礎教育セ ンターの開設、新たな基礎教育プログラムの導入およびカリキュラム改正に向けて準備を進めている。
1 ・2年次の基礎教育の光実 本学では、2019 年度に、18 歳人りの減少をはじめとする環境の大きな変化が予想される将来においても持続で能なか学速での実現に取り組むよう学長から指示があったことを受けて、教育研究審議会に報告の上、副学長を委員長とする将来構想検討WGを設置し、本学が抱える課題を積金、検討の上、「将来構想検討WGの提案 【最終報告】【2021 年1月】を策定し、その中の1つとして学生の総合的基礎力の向上を提案している。本学は、総合入試を採用しており、学生は専門分野を選択せず入学し、入学後の基礎教育と機助的学びを経て、3 年次から5つの専攻のうち1つの専攻に所属するカリキュラムとしている。このため、専攻に所属してからの学びの期間に、実質的に2 年間であり、専門的な技術の修得には時間的限界があることから、1・2 年次の演習・実習を充実させ、技術の向上に合わせた理論的知識を習得させる必要性を指摘する声が教員から挙がっていた。このため、専攻に所属してから学がの場所に大きの場から変情に表しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま
基礎力や初年次教育のあり方に関する全学的な議論と、これを踏まえた新たな基礎教育プログラムの 試行等のほか、今後の基礎教育センターの開設、カリキュラム改正等は、教育の質の向上に寄与するも のと考えている。
将来構想検討WGの提案【最終報告】、基礎教育センター設置準備室設置要綱、グローバル人材の育成強化等に向けた新カリキュラム原案に係る教育研究審議会資料、2025年度開設科目一覧、カリキュラム・ポリシー、2023年度基礎演習シラバス、基礎演習学生アンケート(2023年度)

タイトル (No. 5)分析の背景

研究推進および外部資金獲得に向けた取組

本学は、研究水準の向上に向けて、第2期中期計画(2019~2024年度)で「先鋭的・複合的な研究の 推進」と「外部資金の獲得」を重点項目に掲げ、計画期間中の数値目標を「科研費申請件数 60 件以上、 科研費採択件数 18 件以上」と設定しており、この達成に向けて学長プロジェクト研究費を確保してい るほか、企画課が外部資金獲得に向けたサポート体制の整備を行い取り組んでいる。

学長プロジェクト研究費

本学では、研究者の研究意欲の喚起および教育研究の活性化を図るとともに、芸術や文化、地域振興 等を目的とした研究活動を推進するため、毎年度、学長プロジェクト研究費(競争的研究費、芸術表現 企画事業費)を確保し配分している。このうち、競争的研究費は、採択件数 15 件程度、1 件当たり 10 万円~100 万円を配分するもので、学長から諮問を受けた教育研究審議会が審査会を設置し、同審議会 の委員から選抜された委員が審査員を務め、同審議会への審査結果の報告を経て学長が配分を決定す る。審査においては、外部資金の申請・獲得へのインセンティブが働くように外部資金の申請・採択実 績を加味するとともに、2022年度以降は、本研究費の採択を受けた研究者は年度内に外部資金に申請す ることを応募要件に加え、目標達成と研究推進に努めている。なお、競争的研究費の申請の段階から、 科研費の獲得を意識した研究計画を立案するよう意識付けるため、当該申請書は科研費と同一の様式と

一方、芸術表現企画事業費は、採択件数1件で最大300万円を配分するもので、現代芸術の新たな方 向性の探究や芸術領域の創造、未だ知られぬ価値・可能性を有する文化的資源の発掘等を通じ、秋田か ら世界へ美の情報発信を行う社会貢献としての成果公開を目的としているため、社会連携委員会での審 査を経て学長が決定している。採択を受けた研究の中には、科研費等も獲得して進めているものもある。 学長プロジェクト研究費の配分を受けた研究については、研究活動の活性化および質向上に資するた めに、2020年度から学内報告会を毎年開催し、各研究活動の取組や成果、今後の展望等を全学で共有し ているほか、本学のウェブサイトにも研究成果の概要を掲載している。

2 外部資金獲得に向けたサポート体制

分析の内容

企画課が、外部資金獲得に向けた教員に対するサポートを所管しており、これまで、次のとおり、年 度計画に基づくPDCAサイクルを不断に廻し、科研費の獲得支援の拡充に取り組んでいる。

科研費の獲得実績のある学内教員を講師に、研究計画調書の作成時に意識した実体験の共有、質疑応 答を行う学内勉強会を開学した 2013 年度から開催し、加えて、科研費に明るい他大学の教員を講師に 迎えたワークショップも別途開催していたほか、科研費を獲得した学内教員の同調書の閲覧制度を2018 年度から運用している。しかし、採択件数が伸び悩んでいる状況から、学内外の経験に基づくノウハウ 共有だけでは十分な成果が得られないと分析し、新たな取組として、2021年度はより専門的なノウハウ を学ぶため、外部専門機関から講師を招いて勉強会を開催したところ、有用な情報が得られたことを踏 まえて、外部専門機関による研究計画調書の添削指導も 2022 年度から導入し、サポート体制のさらな る充実を図っている。当該添削指導では、研究計画が草案の段階から利用することが可能となっており、 回数無制限で、文章構成、概念図作成、レイアウト、キーワード選定、申請分野の選定等の研究計画全 般について、専門的かつ第三者的視点で個別・具体的な助言を得られる仕組みとなっている。過去2か 年度で計24件の研究がこれを受けており、このうち3件が科研費を獲得していることから、当該取組 の有用性を確認し、現在も継続している。

表:過去5か年度の実績

区分	項目	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	合計
競争的	申請数	27 件	33 件	21 件	14 件	13 件	108 件
研究費	採択件数	15 件	16 件	13 件	14 件	13 件	71 件
外部専門機 関添削指導	利用件数	1	1	1	12 件	12 件	24 件
	申請数	15 件	16 件	15 件	25 件	22 件	93 件
科研費	採択件数	2 件	1 件	2 件	2 件	3 件	10 件
件/师實	採 択 率	13.3%	6.3%	13.3%	8.0%	13.6%	10.8%
	獲得金額合計	8,190 千円	3,770 千円	6,890 千円	7,800 千円	5,720 千円	32,370 千円

自己評価

科研費申請件数は、第2期中期計画で設定した数値目標を既に達成しており、研究者の研究意欲の喚 起および教育研究の活性化に一定の効果が現れている。一方、科研費採択件数は、増加傾向の兆しがあ るものの、数値目標の達成が困難な状況にあることから、科研費獲得のインセンティブが働く仕組み作 りや、研究内容の発展・深化に向けた共同研究の勧奨などさらなる対策を検討していく必要がある。

関連資料

公立大学法人秋田公立美術大学研究費規程、秋田公立美術大学競争的研究費取扱要綱、秋田公立美術大 学芸術表現企画事業費取扱要綱、学長プロジェクト研究費の成果公開、外部専門機関による添削指導

Ⅲ「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

本学は、2013年に北海道・東北地方では唯一の美術系の公立大学として開学し、豊かな創造性とグローバルな視野を持った人材の育成や学問自体の研究・発展に加えて、設立団体である秋田市が目指す「芸術文化の香り高いまちづくり」を牽引する中核的存在として、シンクタンク機能を果たすことが期待されており、これらの実現に向けて、次の4つを基本理念に掲げている。

1 新しい芸術領域を創造し、挑戦する大学

近代日本の芸術教育において、「日本画」「油画」「彫刻」「工芸」「デザイン」「建築」等の区分が固定され、西洋近代的なものと日本古来のものが並行的に同居している状態を見直し、現代日本に合った価値観に再構成するとともに、新しい芸術的価値を生み出し、発信することに積極的に挑戦する。

2 秋田の伝統・文化をいかし発展させる大学

「地方都市のアイデンティティを再発見し、新たな価値 観を創出する」というビジョンと、「地域の多元化そして深 化こそ豊かなグローバル文化を形成する」という理念に基 づき、地方主体の芸術創造、地方で創造された芸術の存在 感の向上、文化芸術政策・活動の人材養成を実現すること を通して、芸術の「地方分権」を先駆ける。また、秋田が 歴史的に培ってきた伝統的な文化、生活様式、技術などを 掘り起こし、その芸術的価値を再評価し、現代の秋田にい かすとともに、芸術・デザイン分野における新たな展開を もたらす、いわば地域のルネッサンスを目指す。

3 秋田から世界へ発信するグローバル人材を育成する

再構成された芸術領域と地域の芸術・文化に対する深い理解や、「世界」に触れる機会・交流を持つことを基盤として、変化しつづける芸術表現の中で、アーティストあるいはデザイナーとしてその潮流をリードするために必要な、多様なルーツと出会い、価値の多様性を認め、共有できる柔軟な思考を持ち、新しい表現を模索しながらグローバルに活躍できる人材を育てる。また、大学自体も、豊かなグローバル文化の形成を目指して、秋田に残る文化・芸術を再評価し、現代に通じるものとして復興しながら、先鋭的な芸術表現により世界に向けて新たな価値観を発信していく。

4 まちづくりに貢献し、地域社会とともに歩む大学

公立大学の責務として、教員全員が自らの専門領域に由来する社会貢献事業を進めるとともに、県内外の大学、民間企業、小・中・高の各学校、美術館等の社会教育機関との連携を積極的に図りながら、地域ブランドの開発や地場産業の振興、芸術活動の展開などに力を発揮し、地域の活性化に貢献できる人材を育てる。

ここでは、本学の基本理念の実現に向けた特色ある教育 研究の具体的な取組として、5事例を紹介する。

「領域横断の教育システムの取組」は、学部から大学院までの9年間を通じて、従来の美術・芸術の分野や素材・技法の踏襲ではなく複数の芸術領域を横断し、芸術以外の領域と複合させ、また、フィールドワーク等を通じて秋田の伝統・文化に触れ、新しい芸術領域の創造に挑戦する人材育成の取組である(基本理念1・2)。

「美術大学の専門性を活かした社会貢献事業の取組」は、各教員が有する美術・工芸・デザインの多様な専門性の活用により、自治体や地元企業が抱える地域課題の解決に貢献するとともに、学生を積極的に参加させることで地域社会に貢献できる人材育成の取組である(基本理念4)。

「グローバル人材の育成に向けた国際交流等の取組」は、多様な価値観や異なる文化に触れる機会を創出するため、国際交流協定締結校の拡充、作品や国際的ワークショップでの交流、短期から長期までの留学等への経済支援、学生の意欲喚起を図る国際交流プログラム支援事業の取組である(基本理念3)。

「学生の出展機会の創出と出展に関する支援の取組」は、在学中から積極的に制作・出展・発信の経験を積ませるため、学外展示スペースの確保、インストールに必要な知識と経験の教授、創作意欲等の喚起を図る奨励金、支援団体による経済的支援の取組である(基本理念1・4)。

「東北・北海道で唯一の国公立美術系大学における教員 養成等の取組」は、中学校・高等学校における美術教員の 養成機関として、段階的かつ連続的な本学独自の自習科目 の設定と手厚い指導体制の整備のほか、全国の美術系教員 の指導力向上に寄与する取組である(基本理念 4)。

2) 特色ある教育研究の取組み(目次)

No.	タイトル	ページ数
1	領域横断の教育システムの取組	45
2	美術大学の専門性を活かした社会貢献事業の取組	46
3	グローバル人材の育成に向けた国際交流等の取組	47
4	学生の出展機会の創出と出展に関する支援の取組	48
5	東北・北海道で唯一の国公立美術系大学における教員養成等の取組	49

3) 特色ある教育研究の取組み

<u>3)</u> 特色な	5る教育研究の取組み あんしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう
タイトル (No. 1)	領域横断の教育システムの取組
取組の概要	従来の美術・芸術の素材や技法による分類を踏襲することなく、また、秋田をはじめとする地域の伝統的な文化・生活様式・技術などを掘り起こして再評価し、これらによって新しい芸術的価値を生み出し、発信することを基本理念に掲げる本学は、領域を横断する学部構成とカリキュラムを採用し、大学院では、他の芸術領域や芸術とは異なる情報技術等の領域と表現手法を複合させ、芸術の力で社会に改革と変化をもたらすことを目標に「複合芸術」の確立に取り組んでいる。
取組の成果	本学は、絵画、彫刻、現代美術、工芸、デザイン等のジャンルで専攻等を区分する従来の美術系大学とは異なり、これら旧来の分野を再編し、現代社会の要請に応答した新しい分類を5つの専攻として開学時から作り上げている。 地域の歴史・環境・伝統を人類学や民俗学の視点で調査し、そこで得られたテーマを現代芸術の手法で表現する「アーツ&ルーツ専攻」。同様の地域資源を建築、都市計画、町づくりなどの視点で捉える「景観デザイン専攻」。伝統的な技法も含めた工芸技術とそれらをプロデュースする能力をプロダクト・デザインの手法で融合させる「ものづくりデザイン専攻」がある。これらの専攻に所属する学生は、秋田という地域から観光や地場産業を超えた地域の魅力をユニークな視点で抽出し、市民や行政に提案し、実践し、秋田県北部に位置する上小阿仁村が現代アート・音楽、伝統芸能を軸に里山の魅力を発信する「かみこめにプロジュクト」(2012 年度・)など県内の幾つかの重要なムーブメントにも参加している。一方で、グローバルな視野の醸成や、現代の諸問題に対応する表現、そして、今や最も国際競争力のある文化コンテンツとしてのサブカルチャーに対する答えを有する2つの専攻がある。現代社会を生きる際に表れる諸問題をテーマに、技法に捕らわれない表現を実験的に試みるのが「ビジュアルアーツ専攻」である。また、グラフィック・デザインをベースに情報デザイン、ゲーム、漫画といったジャンルを担うのが「コミュニケーションデザイン専攻」である。これらの専攻に所属する学生は、課題先進県の身近な社会問題から国際問題まで、秋田という地域から透視した独自の視点を持ち、「ドンバン娘シンボルキャラクター・ロゴ制作・活用業務」(2022 年度~)など表現の成果を上げている。学生は、1、2年次に、分野の枠にとらわれずより多くの素材・技法に関する基礎的な知識や技術を総合的・俯瞰的に学んだ後、2年次後期に学びたい分野や進むべき方向性を絞り込むため、2専攻以上の授業を選択し、各専攻のうち1つの専攻に所属し、より高度な知識と技術を身に付けていく。2019 年度に設置した大学院複合芸術研究科では、学部の領域が再りの領域に再時させ、その専門性を豊かに拡張させるという創造的な道のりを歩む。入試において異なる専門領域から学生を集め、初年次前期の「複合芸術研究科では、学部の領域に再り領域、トンの専門性を豊からと変をさせながら育んだ思想を専可が自身の領域を再で輸した、人とりが、大の野でを跨門性を豊かに拡張させるという開き的では、大との実施したでいる連続した学がの実践機会として、2022 年度から学部に「複合芸術基値演習」を新たに関連し、復用さいであるを業・修り作品を受けており、組んでいる。また、学部から大学院までの場所を記されている。第1による情報の介を発きであり、単なから大学のと関すると、生を造れている。第1により、単なから大院のの場であるを楽・修りでは近くなが、大学部と修士課程の接続を見まれている。第1により、東はないはないを確定した。1を持定はないないが、1を持定がより、1を対しないに表していませいが、1を終しただけであり、1を持定がより、1を持定が、1を持定により、1を持定はないないが、1を持定が、1を持定はないないが、1を持定はないないが、1を持定はないないないないないないないないないないないないないないないないないないない
自己評価	本学が輩出した卒業生・修了生の中から、作家として活動し、全国的に有名な展覧会や国際的なコンペティションでの入賞者等が出てきており、本学の領域横断や複合芸術による教育の成果が少しずつ結実してきている。また、本学の特色である領域横断的な素養が不可欠なアート・マネジメント分野(アート・コーディネーターやインディペンデント・キュレーター)などの人材も徐々に輩出している。
関連資料	かみこあにプロジェクト、ドンパン娘シンボルキャラクター・ロゴ制作・活用業務、Nob Yoshigahara Puzzle Design Competition 2018で入賞、VOCA展 2023で VOCA賞受賞、国際ガラス展・金沢 2022で大賞受賞、世界を変える 30 歳未満「Forbes JAPAN 30 UNDER 30 2023」に選出、六甲ミーツ・アート芸術散歩 2023 beyond 公募大賞でグランプリ受賞、アート・マネジメント等を担う卒業生

タイトル 美術大学の専門性を活かした社会貢献事業の取組 (No. 2) 「まちづくりに貢献し、地域社会とともに歩む大学」を基本理念の1つに掲げる本学は、自治体や企 業等から寄せられる地域ブランドの開発や地場産業の振興等の地域課題に対して、本学の専門性を活か した解決に向けシンクタンク的役割を担っており、社会連携委員会を設置して、社会貢献事業に取り組 取組の概要 んでいる。また、学内組織を発展的に改組してNPO法人アーツセンターあきたを設立しており、当該 法人は、本学の設立団体である秋田市が目指す「芸術文化の香り高いまちづくり」を支援して地域全体 の活性化を図るとともに、本学の社会貢献事業の一翼を担っている。 1 地域課題の解決に向けた主な取組(実績: 2021 年度 15 件、2022 年度 16 件、2023 年度 14 件) (1) にかほ市・秋田公立美術大学協働プロジェクト「ジオカルチャー研究プロジェクト」(2022 年度~) 新なた地域資源の発掘を目的とした 2021 年度の受託研究「にかほ市リサ ーチ 2021」を発展させ、「ジオカルチャー・ツーリズム」というビジョンを 「流れ山」の可能性 掲げて、本学の3つの専攻の教員・助手・学生が独自のフィールドワークを 行い、新たな野外アクティビティとフィールドの創出(ビジュアルアーツ専 攻)、考古学・歴史学・民俗学の視点による特異な地域行事の調査 (アール &ルーツ専攻) および注目されてこなかった地域資源の再評価 (景観デザイ ン専攻)を行い、鳥海山麓での新たな価値の旅を見出そうとする研究 住民向けタブロイド紙 (2) 能代北高跡地利活用可能性檢討業務(2021年度~2023年度) 能代市の中心市街地活性化の核として期待される旧秋田県立能代北高等 学校の跡地の利活用について、2020年度に実施した歴史的背景・周辺環境・ ヒアリング等の基礎調査を踏まえて、「住民たちが主体となって思考し続け ること」を主題に、高校生から一般の方まで幅広い年代の市民と創造的な意 見交換を行うワークショップを重ね、そこで提案されたアイデアを教員が専 門的視点による技術的検証を繰り返し、5つのプロジェクトに集約の上、住 ークショップの様子 民参加型の実証実験を行いながら、その可能性を検討していく事業 (3) 男鹿線ACCUMラッピングトレイン (2019年度、2020年度) JR東日本の男鹿線沿線の魅力向上と発信のため車両ラッピングを行う もので、2019年度は「卒業メモリアルトレイン」と題して、教員と学生がデ 取組の成果 ザインを行ったほか、全国から募集した旅立ちに向けたメッセージを記載し た中吊り、駅舎への黒板アートの設置も行い、2020年度は東北デスティネ ーションキャンペーンの特別企画として「BLOOMING TRAIN OGA」と題し、 「花」「自然・絶景」をテーマに沿線で咲く花をイメージした教員によるデ BLOOMING TRAIN OGA ザインと、男鹿市の小学生が制作したあじさいの絵の車内掲示を行った事業 (4) ドンパン娘シンボルキャラクター・ロゴ制作・活用業務(2022年度~) 大仙市の貴重な文化・観光資源である「ドンパン祭」等をより効果的にP Rするとともに、若年層の郷土愛の醸成と地域文化の理解促進や地域産業の 振興を図るため、2022 年度は教員と学生が踊り体験や踊り子へのヒアリン グを行い、これを踏まえて地域事業者等が自由に使用可能なロゴとキャラク ターや使用マニュアルを制作し、2023年度はこれを活用した紙うちわ、手ぬ ぐい、キーホルダー、シール等の商品デザイン等を行う事業 ロゴとキャラクター 2 NPO法人アーツセンターあきたの設立(2018年2月) 本学では、設立団体の秋田市が目指す「芸術文化の香り高いまちづくり」を機動的に支援し、産学官 をつなぐことで産業の創出等をはじめとした地域全体の活性化に寄与することを目的に、学内組織であ った社会貢献センターを発展的に改組してNPO法人アーツセンターあきた(以下「ACA」という。) を設立した。ACAは、本学教員が理事長を務め、本学における社会貢献事業の一翼を担うハブ機能と してだけでなく、多様な文化活動と出会いの場を提供するために秋田市が設置した秋田市文化創造館の 指定管理(2021年3月~)や、同市からの委託を受けて文化創造プロジェクト「200年をたがやす」「P ARK-いきるとつくるのにわ」等も実施している。 本学の第2期中期計画(6か年度)で、自治体等から寄せられる地域課題の解決に向けた取組の目標 値について計60件以上と設定している中、5か年度で既に78件の実績があるほか、ACAによる事業 自己評価

結果、NPO法人アーツセンターあきた

関連資料

実績を踏まえると、基本理念に則った社会貢献が果たせていると考えられる。また、地域課題の解決に向けた取組は、教員の指導の下、学生も積極的に参加させることで、人材育成の場にもなっている。 ジオカルチャー研究プロジェクト、能代北高跡地利活用可能性検討業務、男鹿線ACCUMラッピング

トレイン、ドンパン娘シンボルキャラクター・ロゴ制作・活用業務、社会貢献事業に対するアンケート

タイトル (No. 3)

グローバル人材の育成に向けた国際交流等の取組

取組の概要

「秋田から世界へ発信するグローバル人材を育成する大学」を基本理念の1つに掲げる本学は、留学、や国際交流等に意欲ある学生を支援するため、2017年度に国際交流センターを設置し、海外4大学と国際交流協定を締結して学生交流や相互の教員派遣を行っているほか、留学等助成金支給事業、教員の国際的活動の活性化により学生の意欲・関心を引き出す国際交流プログラム支援事業等を展開している。

1 国際交流協定締結校等との交流事業の推進

本学は、意欲ある学生が多様な価値観や異なる文化に触れる機会を創出するため、下表のとおり、国際交流協定を締結している台南應用科技大学(台湾。2017年締結)、リンショピン大学(スウェーデン。2018年締結)、バンドン工科大学(インドネシア。2019年締結)およびUNTAGスラバヤ大学(左同。2023年締結)のほか、海外経験豊かな教員のネットワークを通じた海外大学と、特別講義、ワークショップ、作品交流等による国際交流を展開している。また、海外渡航が困難となったコロナ禍でも対面による国際交流の機会を確保するため、2021年度から外国人留学生の割合が高い近隣の国際教養大学と連携し、吹きガラス、華道、蒔絵など両大学の特徴や専門性を活かした体験イベントを毎年度2回実施しており、制作・体験を通じた国際交流の機会として両大学の学生から好評のため現在も継続している。

表1:過去3か年度の主な交流実績

区分	交流大学	交流内容	学生の交流実績
	リンショピン	オンラインによる学生の作品交流	本学2人、他学3人
2021	国際教養	学生交流事業「AUA×AIU 吹きガラス体験」	本学11人、他学6人
年度	シヴ・ナダール(インド)	共同ワークショップ ※協定なし	本学 2 人、他学 10 人
	国際教養	学生交流事業「炭焼きワークショップ」	本学6人、他学1人
	国際教養	学生交流事業「AUA×AIU 吹きガラス体験」	本学14人、他学6人
2022	リンショピン	教員・学生の来学、教員派遣によるワークショップ	本学16人、他学8人
年度	国際教養	学生交流事業「AUA×AIU 華道体験」	本学4人、他学8人
	ラジャマンガラ工科(タイ)	オンラインによる学生の作品交流 ※協定なし	本学 11 人、他学 64 人
2023	国際教養	学生交流事業「AUA×AIU 蒔絵体験」	本学8人、他学6人
年度	国際教養	学生交流事業「AUA×AIU 華道体験」	本学6人、他学7人
	バンドン工科	教員派遣によるフィールドワーク	本学3人、他学20人

取組の成果

2 留学等助成金支給事業による経済的支援

学生の経済的負担を軽減し海外での活動を促進するため、2017 年度から海外大学等への短期留学、アートプロジェクト・ワークショップへの参加等を行う学生を対象に、渡航費等を最大 10 万円助成している。これまで、助成の対象経費の見直しや制度の拡充に取り組んでおり、コロナ禍では、オンライン留学プログラムへの参加費も助成対象に加えるなど柔軟かつきめ細やかな対応に努めている。なお、コロナ禍で一時、実績が低下したが、現在は回復傾向にある。

表2:助成実績

区 分	助成美績
2019 年度	18 人
2020 年度	2人
2021 年度	1人
2022 年度	12 人
2023 年度	12 人
合 計	45 人
Ц Н	10 / (

また、意欲の高い学生を重点的に支援しグローバル人材の育成をより一層推進 <u>合計</u> 45人 するため、開学10周年を契機に設置した基金を活用し、中長期(1か月~1年間)の海外留学等に対する経済的支援を行うフューチャー・アーティスト基金海外留学等助成事業を開始し、学生1人当たり100万円を上限に、2024年度から1か年度につき3人まで、3か年度継続して助成を行うこととしている。

3 学生の意欲・関心を引き出す国際交流プログラム支援事業

教員が学生のグローバル化などに資する交流プログラムを企画し、これを助成することで、学生の興味・関心を引き出し、国際交流の機会を創出することを目的に、2022 年度から国際交流プログラム支援事業を実施している。教員が海外で行うワークショップ等に学生が参加し、又は海外から教員を招聘するもので、海外留学等はハードルが高い、単身での渡航や語学力に不安がある学生を支援する事業として高評価を得ており、2か年度で計3件のプログラムを実施し、計24人の学生が参加している。

表3:国際交流プログラム支援事業の実績

区分	交流先	プログラムの主な内容	参加学生
2022 左座	UNTAG スラバヤ大学	国際アーバンスタディーズ・ワークショップへの参加(7日間)	3 人
2022 年度	ゲントベルギー王立アカデミー	海外で活躍する現代美術アーティストを招へいし交流	12 人
2023 年度	UNTAG スラバヤ大学	国際アーバンスタディーズ・ワークショップへの参加(10 日間)	9人

自己評価

協定締結校の拡充やワークショップ等の多様な国際交流の機会を提供するとともに、経済的支援の拡充や学生の意欲・関心を引き出す支援事業も行っているほか、現在、海外の大学との交換留学や単位互換の導入も進めており、グローバル人材の育成に向けたスキームの充実に取り組んでいる。

関連資料

国際交流基本方針、留学等助成金支給要領、留学等助成金募集要項、フューチャー・アーティスト基金 海外留学等助成事業実施要領、国際交流プログラム支援事業実施要領、<u>国際交流(本学ウェブサイト)</u>、 参加学生からの報告書

タイトル (No. 4)

学生の出展機会の創出と出展に関する支援の取組

取組の概要

新しい芸術領域を生み出し、積極的に発信するとともに、芸術活動の展開に力を発揮し、地域の活性化に貢献できる人材の育成を基本理念に掲げる本学は、企画課が中心となり、支援企業等と連携の上、学生の出展機会を創出するため、学内に加えて学外にも展示・制作スペースを確保しているほか、展示・発表委員会と助手等が、インストール(作品展示、会場設営等)に係る知識の習得と実践経験を積むプログラムも提供している。また、大学で設置した基金を活用して、制作活動の活性化を目的とした奨励金給付制度を実施しているほか、本学の支援組織による経済的支援も行われている。

1 学外展示スペースによる出展機会の創出

基本理念に掲げる人材の育成に向け、本学は、在学中から学生に出展経験を積ませることを目的に、企画課、展示発表委員会および社会連携委員会が連携し、学内の展示スペースに加えて、下表のとおり、4つの趣の異なる学外展示スペースを確保している。これらは、2012年の開学当初から支援企業や地域などとの連携により拡充してきたもので、学内選抜展示、各専攻の成果展、団体や個人での展示・制作スペース、授業等に日々利用されている。特に、秋田市内発のホワイトキューブとして、2014年度に支援企業の社屋内に設置したビョンポイントは、学内選抜展示や在学生等の個展に利用され、施設の貸出だけに留まらず、制作、搬入・搬出、展示、広報および記録について手厚いサポートを行っており、出

展学生から好評を博している。ビョンポイントでの出展を通じて、学生から、スケジュール管理の難しさを実感した、展示のコンセプトと会場の空間・設備をどう擦り合わせるか経験できた、画像と言葉で記録を残すことの重大さを学んだなどの声を得ており、当該取組は、作家活動や就職活動に向けて、授業だけでは得られない貴重な経験やポートフォリオの充実に繋がっている。また、当該支援企業からも、社屋が学生のトライアルの場として有意義に活用されている現状を踏まえ、引き続き施設を提供したいとの賛同を得ている。



ビヨンポイント

表:学外展示スペースと利用状況

区 分	設置年度	概要	主な活用状況	2023 年度稼働率
ビヨンポイント	2014	秋田市内初のホワイトキューブとして 支援企業の社屋内に設置	学内選抜展示、在学生・卒 業生の個展	82.8%(298/360 日)
サテライトセン ター	2011	人通りの多い秋田駅前の大型商業施設内に設置 ※短大時代	在学生・卒業生の個展、専 攻の成果展、授業等	90.8%(306/337 日)
アラヤイチノ	2016	空き家問題解決への貢献も兼ねて大学 周辺の物件を活用 ※庭付き一軒家	専攻の成果展、団体や個人 の個展、制作スペース	51.9%(190/366 日)
新屋 NINO	2016	同上 ※元倉庫	同上	86.1%(315/366 日)

取組の成果

2 インストールワークショップ等の開催

インストールにおける安全管理の基本知識、インストール時や展示期間中の学内外の事故事例とその対処法の習得のほか、卒業・修了展での展示・設営も見据え、実践形式で作品の展示や会場設営等の作業を経験することを目的に、展示・発表委員会と助手等が連携し、2020年度から全学生を対象に、座学

の安全講習会(1日)と実践編($4\sim5$ 日間)で構成されるインストールワークショップを毎年度開催している。2023 年度は、従来の安全講習会(80 人参加)のほか、本学開学 10 周年記念展の機会を最大限活用し、実践偏をインストールプロジェクトと称し6 日間に拡大して開催し、助手のほか本記念展で実際の作業を行っているプロのインストーラーも講師に加わり、延べ 245 人の学生が参加し、貴重な知識・体験を得られた等の好評を博している。



インストールプロジェクト

3 基金による創作活動の活性化や支援組織による支援

本学では、開学10周年を契機に、未来を志向し果敢にチャレンジする新世代の育成・支援を行うことを目的に「フューチャー・アーティスト基金」を設置しており、これを財源に2023年12月からの1年を対象期間として、学生の創作意欲や挑戦心を喚起し、制作活動の活性化を目的に、展覧会等に出展し優秀な成績を収めた場合に奨励金を支給する創作・課外活動等奨励金給付制度を実施している。また、本学への支援を目的に、地元企業など170会員(2024年5月1日現在)から構成される「あきびネット」が2013年度に設立されており、学生の自主的な展覧会への出展、各種調査・研究等に係る費用を支援するあきびネット奨学金、事業所内を展示スペースとして提供する学生作品展示事業を実施しているほか、学生の保護者で構成される後援会も学生活動に対する各種助成事業を実施している。卒業生を採用した「あきびネット」会員からは、学生時代に培った作品展示等のノウハウと経験が、販売商品のディスプレイや事業所内の空間デザインに活かされている等の評価を得ている。

自己評価

基本理念に掲げる人材育成の実現には、在学中から出展経験を積ませることが重要との認識の下、支援組織による経済的支援等を得ながら展示・制作スペースの確保、インストールの知識と経験および制作活動の活性化を図る奨励金と、ハード・ソフトの総合的な支援スキームを構築していると考えられる。

関連資料

<u>ビョンポイント</u>、ビョンポイント出展者アンケート結果、<u>サテライトセンター</u>、インストールプロジェクト開催チラシ、インストールプロジェクト参加学生アンケート、フューチャー・アーティスト基金創作・課外活動等奨励金給付要領、<u>あきびネット</u>

タイトル 東北・北海道で唯一の国公立美術系大学における教員養成等の取組 (No. 5)「まちづくりに貢献し、地域社会とともに歩む大学」を基本理念の1つに掲げ、県内外を問わず広く 社会への貢献活動の展開と、芸術活動に力を発揮する人材育成に取り組む本学は、実践的指導力を備え 取組の概要 た教員を養成する本学独自の教職課程を構築しているほか、文化庁の芸術教育における芸術担当教員等 研修事業への参画により、全国の美術系教員に学びの機会を提供している。 1 実践的指導力を育む教育実習関連科目と指導体制 本学は、教職課程における授業科目の編成、履修計画、教育実習等を所管する秋田公立美術大学教職 および博物館学芸員課程委員会を設置(2013年度)し、東北・北海道地区における唯一の国公立の美術 系大学として、充実したカリキュラムと手厚い指導体制により学生の実践的指導力を育む本学独自の教 職課程を構築しており、広く学生を受け入れ、中学校・高等学校における美術教員の養成機関としてそ の役割を果たしている。 教育実習関連科目 教職課程の1つ目の特徴は、学生が3年次での教育実習に自信を持って 1年次 教職入門(前期) 臨めるように、2年次までに実践的指導力を確実に育むことを目的とした 学校体験実習1(後期) 本学独自の実習科目「教職入門」と「学校体験実習」を設定している点で 2年次 学校体験実習2 ある。これらの実習は、2年間で秋田市内の小、中、高と本学の附属高等 介護等体験実習 学院の計4校種で、様々な学校現場や教員の仕事について系統的・体験的 3年次 教育実習事前事後指導 に学ぶものである。特に、2年次には実際に中学校と高等学校の教壇に立 教育実習1・2 ち、美術科の授業を行うなどの内容となっており、次年度の教育実習を控 4年次 教職実践演習 えた学生にとって、経験と自信を得るに非常に貴重な機会となっている。 2つ目の特徴は、教員と学生との信頼関係に基づいた学生一人一人に対するきめ細かな指導を実現し ている点である。将来の学校教育を支えていく大切な人材を計画的かつ組織的 表:教員免許取得者数 に養成していくため、本学では、教職課程の学びに関する個人面談を1年次から 区 分 実績 計画的に実施し、面談後には丁寧な面談記録も作成している。3年次の「教育実 2019 年度 14 人 習事前事後指導」でも、全体指導の後に個別指導を丁寧に重ねる形で実施してお 2020 年度 25 人 り、教育実習本番では教員が必ず実習校に出向いてタイムリーな指導を行うこ 2021 年度 ととしている。学生の授業アンケートの結果をみても、毎年、教育実習関連科目 2022 年度 19 人 取組の成果 2023 年度 20 A はどれも満足度が高く好評価を得ており、これは、教員と学生との信頼関係に基 107 人 づいた個別指導が大きな要因になっているものと考えている。 3つ目の特徴は、美術教育センターを設置し、指導体制として、学部・大学院との兼任の教員のみな らず、教職課程専任の教員4名(教授3名、助教1名)と、教職支援室に中学校・高等学校の校長職と 教育行政の実務経験を有する5名の実務家教員(特任教授)を配置し手厚く整備している点である。こ れにより、学生は、充実した美術系の専門的知識はもとより、教育現場や教育行政で長年培われた経験 やスキルに裏打ちされた指導・面談を通じて教員としての基礎的素養や実践的指導力を習得していく。 授業以外でも、教員採用試験対策セミナーを毎週1回実施しているほか、学生や教職員に向けて教員採 用試験関係の情報を紹介する「教職支援室だより」を年4回発行し、これを学生へのメール配信や学内 配架・掲示に加えて、本学のウェブサイトにも掲載し、広く情報を発信している。 このほか、本学は、現在、鳴門教育大学、上越教育大学および宮城教育大学と連携協力協定を締結し ており、中でも、上越教育大学(教職大学院)とは、求めに応じて教職課程の授業の特別講師を相互に 担当しているほか、本学から毎年複数の教員を視察団として派遣し、教員養成大学における最新の取組 や指導法等を学ぶ機会を確保し、指導体制のさらなる充実に取り組んでいる。 2 芸術教育における芸術担当教員等研修事業への参画 芸術系教科担当教員等に対し学習指導要領の趣旨を踏まえた理論研修・実践研修を実施し、指導方法 や評価方法等の工夫改善等につなげ、初等中等教育の芸術系教科等における指導の充実に資することを 目的として、2019 年度から文化庁が芸術教育における芸術担当教員等研修事業を開始しており、本学 は、東北・北海道地区の大学において唯一参画している。過去5か年度で、「テラコッタ粘土を使った縄 文土偶&縄文土器制作」「日本画の材料と表現技法」「錫による技法・表現の可能性」等の計 16 コマの研 修を提供し、全国の小・中・高等学校の教員延べ142人が参加している。 本学は、独自の教育実習関連科目を有するカリキュラムに加えて、学生一人一人へのきめ細やかな個 自己評価 別指導、教職課程専任教員を配置する充実した指導体制等により、教員に必要な基礎的素養と実践的指 導力を兼ね備えた人材を養成しているほか、全国の美術系教員の指導力向上にも寄与している。 秋田公立美術大学教職および博物館学芸員課程委員会規程、教職および博物館学芸員課程関係の組織 関連資料 図、教育実習の手引き (2023 年度)、教職入門・学校体験実習シラバス (2023 年度)、教職支援室だよ

り、授業アンケート結果(2023年度)、就職先アンケート結果(2022年度)

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1(令和6年5月1日現在)

3	事	項		記			-				<u>λ</u>						欄					考
7	大	学の名称 秋田	日公立美術	術大学	ž																	
ė	学	校本部の所在地 秋田	1県秋田市	市新屋	大川町1	2番3号	÷															
		学部・学科等の名称	開	設年	月日							所	在 地							備		考
	学士課程	美術学部美術学科	平成25年	₽ 4月	1日	秋田	県秋田	市新屋力	こ川町	12番3号												
教育研究組	大学	研究科・専攻等の名称										所 :	在 地							備		考
織						秋田同上		市新屋大	川町	12番3号												
	専門	研究科・専攻等の名称	開	設年)	月日							所	在 地							備		考
	職学位課程						_															
		別科・専攻科・附置研究所等の名 称	開設年月日									所	在 地							備		考
	別科等	-		_								-										
	学生	三募集停止中の学部・研究科等	l								_											
		学部・学科等の名称	44. 175		V4. 44. 155	=+		専 任			等	++ >+ sin			1	n	非常勤教	専任教員― たりの在籍	人あ 学生	備	考	
	学士	美術学部美術学科	教授	-	准教授	-	講師 助教 計 基準数 うち教授数 助手 ** 数					_										
	課程	_ _	24 	, ,	<u>16</u>	_ -	1人 - 人	_	5 人 人	<u>46</u>	1	_	10 人 人	_	5人 人	15 人 一 人	32 人	9.4	1	学院との兼務	た会か	
	12	(大学全体の収容定員に応じた教員数)	_				7人 4人						子院 この 米の	2000								
	学	計	24	人	16 ,		1人	5	人	46 <i>/</i> 専 任		等	17人		9人	15人	32 人	<u> </u>				
	学士課程(専	学部・学科等の名称	教授 准		講師	助教	計		うち教 授数	7 ± min viv	うち2項 該当数	うちみなし専任教員数	基準数	7.047	うち実務 家専任 教員数	うち2項該 当数	うちみなし 専任教員 数	助手	非常勤 教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備	考
	門職	-	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	-	_	-	_	-	- 人	- 人	-	-	_	- 人	_	- 人		
教	学科	_	- 人	- 人	. 一人	- 人	- 人	-	_	-	_	_	- 人	- 人	-	_	_	- 人	_	- 人		
員	等含			- 人	. 一人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	_	- 人		
	む)	(大学全体の収容定員に応じた教員数) 計	- 0人	0人	- 0人	- 0人	0人	- 0人	0人	- 0人	- 0 人	- 0 人	-人	-人	- 0人	- 0人	- 0 人	- 0人	0 人	_		
		n!	-73					指導教員						,,,			,,,					
	大学院課	研究科・専攻等の名称 複合芸術研究科修士課程(M)	研究指導員 38		うち教授数	助	指導補 教員 0人	計 33		开究指導教員基準数 5		うち教授	数 4 人	研究指導 教員基	算補助 準数 3 人	基準数計 8 人	助手 5 人	非常勤教員		備	考	
	m/h	複合芸術研究科博士課程(D)		7 人	5		1人		8 J	5			4 人		3 J	8人	5人	0	人学	部との兼務を	含む。	
		計	38	3 J	24	J	1人		8 人 任	10 数 員	J		8 人		6 人	16 人	5 人	0	人			
	専門職学:	研究科・専攻等の名称	専任教員	員	うち教授数	うちり	実務家 教員数	うちみなし専員数		基準数		うち教授		牧貝	家専任 数	うちみなし専 任教員数	助手	非常勤教員		備	考	
	位課	<u> </u>	_	人		<u> </u>	- \ - \		<u> </u>		λ		<u>人</u> 人	_	人	- Y	- 人	_	人人			
	程	計	0	入	0,	1	0人		入 0人	0,	1		入 0人		0人	0人	0 人		<u> </u>			

		区 分	•	基準面積		専用		共用		共用する他の学校等の専用	計		備	考
*	交	校舎敷地面	積	_		39,309 r	'n	0	m	0 m²	39,309 n	'n		
	也	運動場用		-		7,750 r	'n	0	m	0 m²	7,750 n	'nÎ		
	等	校地面積割	i l	4,260	mÎ	47,059 r		0	m	0 m²	47,059 n	'n		
	4	その他		_		₀ r	'n	0	m		0 n	'n		
	L	区分		基準面積		専用		共用		共用する他の学校等の専用	計	╛		
	Ļ	校舎面積記		4,997		16,915	mÎ	0	m	0 m²	16,915 n	'n		
†	交量	学部・研究科等		室	Ξ'	数								
	石	开 大門子印 八子院後	合芸術研究科				室							
÷	舎 3				_		室							
			 分	講義室	_	演習室	室	実験演習室		情報処理学習施設	語学学習施設	4		
4	等 写	教室等施					+		_			_		
施設	9	·	Bax	/	室		室室	39	室			室室		
-	放記	ti i		_	室室		室	_	室室			至		
設 備 等	Ŧ	図書館等の名称	ı	百積	王	閲覧座席数	<u> </u>					Ė		
等	<u> </u>	附属図書館		1,194 m²		49	牌							
1	書館	_	-	m°		-	牌							
		_	_	m²		_	牌					_		
1	当書	図書館等の名称	図書〔う	ち外国書〕	学	術雑誌〔うち外国書	電子ジャーナル〔う	ち国	朴〕					
1 1	登 	附属図書館	60,86	S1 [9,311] ##		110 (25)	租	304 [3	04)	種				
	等	_	_	(-) m		- (- ₎	租	<u> </u>	.)	種				
	L	_	_	(-) #		<u> </u>	租)	種				
	<u> </u>	計	60,86	S1 (9,311) 冊	-	110 (25)	種	304 (3	04)	種		4		
1	本育:	館 体育館		面積										
	-	14年日 15日		1,099	mî									
ш		_	l	_	mÎ									

「注门

- 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください(通信教育課程を含む)
- 2 教育研究組織の欄に、学部等連携課程(大学設置基準第42条の3の2)を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」に そのことがわかるよう記載するとともに、備考欄に、①連携する学部や研究科、②どの学部や研究科から何名の教員が当該課程に 所属しているか、を明記してください。
- 3 教育研究組織の欄に、専門職学科 (大学設置基準第10章) を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」や「備考欄」 にそのことがわかるよう記載してください。
- 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、 「別科・専攻科等」の欄に記載してください
- 5 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「○○キャンパス」
- と記載してください。 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。その際、専門職学科等を 設置していない場合は「学士課程」、専門職学科等を設置している場合は「学士課程(専門職学科等含む)」の欄を使用してください
- 上記4に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等(○○)」と 記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。
 - なお、その場合は、「基準数(及び「うち教授数」)」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は 「一」としてください。
- 8 教員組織の欄に、学部等連携課程(大学設置基準第42条の3の2)に関する記載をする際には、「学士課程」または「学士課程(専門職学科等含む)」 の「備考欄」に学部等連携課程としての専任教員数や所属組織等を記入してください。
- 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。 大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 10 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。 11 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員 (兼担) は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- | 12 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準教については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。 ・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二(備考に規定する事項を含む。)

 - ・大学通信教育設置基準第9条別表第一(備考に規定する事項を含む。) ・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」(平成11年文部省告示第175号) 別表第一、別表第二及び別表第三(備考に規定する事項を含む。) 「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省告示第53号)第1条及び第2条
- 「うち実務家専任教員数」の欄については、大学設置基準第42条の6及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」 (平成15年文部科学省告示第53号) 第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員(実務家専任教員)の教員数、 「うちみなし専任教員数」の欄については、学士課程(専門職学科等含む)においては1年につき6単位以上、専門職学位課程においては 1年につき4単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う専任教員以外の者(みなし専任教員)の教員数を 記入してください
- 14 「学士課程(専門職学科等含む)」のうち、「○○学部○○専門職学科」以外の学科・課程においては、「うち実務家教員数」、 「うち2項該当数」、「うちみなし専任教員数」の欄は「一」としてください。 「学士課程」のうち、薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの)の学部・学科等については、
- 「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家専任教員の数を「備考欄」に記入してください。 ・実務家専任教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家専任教員の数に())で添えて記入してください。 なお、ここにいう「実務家専任教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一イ備考第九号の規定に基づき 薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの)の学部に係る専任教員について定める件」(平成16年文部科学省告示第175号) 第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 「専任教員 1 人あたりの在籍学生数」の欄には、様式 2 の在籍学生数/本表の専任教員数計により、算出してください。
- 17 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。 18 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設(大学設置基準第39条第1項を参照)用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など 大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票 (様式第20号) における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計 としてください
- 20 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が 他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が 専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積(附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。) または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設の面積としてください。
- 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して 1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式2(令和6年5月1日現在)

学部名	学 科 名	項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	入学定員に対 する平均比率	備考
	.,	志願者数	358	344	358	419	343		
	美	合格者数	114	113	120	113	115		
	∠± =	入学者数(A)	105	101	110	105	101		
	術	入学定員(B)	100	100	100	100	100	104%	
美	学	入学定員充足率(A/B)	105%	101%	110%	105%	101%		
	7	在籍学生数(C)	429	437	455	441	431		,
術	科	収容定員(D)	420	410	400	400	400		
.,,		収容定員充足率(C/D)	102%	107%	114%	110%	108%		
学		志願者数							
部		合格者数							
미	学/	入学者数(E) 入学定員(F)							
	<i>L</i> .	入学定員充足率(E/F)							
	/ 科	在籍学生数(G)							
	/	収容定員(H)							
	<u>/</u>	収容定員充足率(G/H)							
		志願者数	358	344	358	419	343		
		合格者数	114	113	120	113	115		
		入学者数(I)	105 100	101 100	110 100	105 100	101 100	104%	
美 術 学	部合計	入学定員(J) 入学定員充足率(I/J)	105%	101%	110%	105%	101%	104%	
		在籍学生数(K)	429	437	455	441	431		
		収容定員(L)	420	410	400	400	400		
		収容定員充足率(K/L)	102%	107%	114%	110%	108%		

	<	編	入	学	>
--	---	---	---	---	---

学部名	学科名	項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	備考
美術学部	美術学科学科	入学者数(2年次) 入学定員(2年次) 入学定員(2年次) 入学定員数(3年次) 入学定員(4年次) 入学定数(2年次) 入学定数(2年次) 入学产者量(2年次) 入学者量(3年次) 入学者量(3年次) 入学者数(4年次)	- - 7 10 - -		- 4 0 - -		- 3 3 0 - -	
美術学	全部合計	入学定員(4年次)	0 0 7 10 0	0 0 6 0 0	0 0 4 0 0	0 0 2 0 0	0 0 3 0 0	

[注]

- [注]
 1 学生を募集している学部・学科(課程)、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースと不れぞれ分けて記入してください。
 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
 6 入学定員元足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員元足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
 9 編入学の定員を設定している場合、上の表(〈編入学〉の表ではない方)の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。
 10 博士前期課程を看護課程として、博士後期課程を医学課程としている博士課程については、博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ分けて記入してください。

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式2(令和6年5月1日現在)

学部名	学 科 名	項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	入学定員に対 する平均比率	備考
		志願者数	35	46	50	49	128		
	〜 複	合格者数	14	14	14	14	13		
	(複 修 士 芸	入学者数(A)	12	9	13	13	10		
	士芸	入学定員(B)	10	10	10	10	10	114%	
	課 術	入学定員充足率(A/B)	120%	90%	130%	130%	100%		
複	程専 少攻	在籍学生数(C)	19	22	25	27	27		
合芸術	〜 攻	収容定員(D)	20	20	20	20	20		
云		収容定員充足率(C/D)	95%	110%	125%	135%	135%		
研	(複博合	志願者数	2	3	5	5	7		
空		合格者数	2	2	2	3	2		
究 科		入学者数(E)	2	1	1	2	2		
	博合 士芸 課術	入学定員(F)	2	2	2	2	2	80%	
	課 術	入学定員充足率(E/F)	100%	50%	50%	100%	100%		
	程 専	在籍学生数(G)	3	4	5	6	7		
	〜 攻	収容定員(H)	4	6	6	6	6		
		収容定員充足率(G/H)	75%	67%	83%	100%	117%		
		志願者数	37	49	55	54	135		
		合格者数	16	16	16	17	15		
		入学者数(I)	14	10	14	15	12		
複合芸術	i研究科合計	入学定員(J)	12	12	12	12	12	108%	
ix a Z in	1912011 H HI	入学定員充足率(I/J)	117%	83%	117%	125%	100%		
		在籍学生数(K) 収容定員(L)	22 24	26 26	30 26	33 26	34 26		
		収合定員(L) 収容定員充足率(K/L)	92%	100%	115%	127%	131%		

[注]

- EJ 学生を募集している学部・学科(課程)、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載して学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 「備考」に記載してください。

- 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。

- 最新年度の秋入学については別途確認します。 編入学の定員を設定している場合、上の表 (<編入学>の表ではない方)の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。
- 博士前期課程を看護課程として、博士後期課程を医学課程としている博士課程については、博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ 10 分けて記入してください。